

## 都道府県地域防災計画における 文化財等の保全に関する記載一覧及び抜粋について（凡例）

- 1 本資料（一覧及び抜粋）は、「総務省消防庁地域防災データベース」に集約されている都道府県地域防災計画（2015年10月末段階）のPDF文書に、「文化財」で検索をかけ、抜粋して編集したものである。  
<http://www.db.fdma.go.jp/bousaikeikaku/index.html>
  
- 2 検索・抜粋の方針は下記の通りである。
  - (1) 主として基本計画ないし震災・津波対策編から抜粋した。風水害対策、火災災害対策、原子力災害対策、火山災害対策等に同様の記述があっても重複を省くため抜粋しなかった。
  - (2) 災害の活動体制一覧表、動員配備一覧表、分掌事務一覧表、目次等に「文化財」の語があっても、抜粋しなかった。
  - (3) 「博物館」、「文化施設」、「社会教育施設」では検索をかけなかった。
  - (4) 一覧においては、抜粋した文書の置かれている階層がわかるよう、>マークを用いた。

※ 本資料は和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議事務局 浜田拓志（和歌山県立近代美術館）が編集した。

都道府県地域防災計画における文化財等の保全に関する記載 一覧(2015年)

項目	A 災害予防計画	B 災害応急対策計画	C 災害復旧・復興計画等	抜粋資料 右肩番号
北海道		○地震・津波防災計画編>第3章 災害応急対策計画>第22節 文教対策計画>第8文化財保全対策/145頁		1
青森県	○地震・津波災害対策編>第3章 災害予防計画>第18節 文教対策>3 実施内容>(8) 文化財の災害予防/89頁	○地震・津波災害対策編>第4章 災害応急対策計画>第24節 文教対策>2 実施内容>(8) 文化財対策/193頁		2~3
岩手県	○第2章 災害予防計画>第9節 建築物等安全確保計画>第8文化財の災害予防対策/1-2-32頁~1-2-33頁	○第3章 災害応急対策計画>第25節 文教対策計画>第3 実施要領>8 その他文教関係の対策>(2)文化財の災害予防対策>/1-3-177頁		4~6
宮城県		○地震災害対策編>第3章 災害応急対策>第22節 教育活動>第12 文化財の応急措置/269頁		7
秋田県	○第2編 一般災害対策>第1章 災害予防計画>第20節 文化財災害予防計画/124頁~126頁		○資料編>第5章 災害援護>5-11 災害ボランティア活動支援指針>第2 災害ボランティアの定義>2 一般ボランティア>(8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助/75頁~76頁	8~12
山形県	○震災対策編>第2編 災害予防計画>第5章 災害ボランティア受入体制整備計画>4 専門ボランティア>歴史資料救済ボランティア/66頁~67頁 ○震災対策編>第2編 災害予防計画>第20章 文教施設における災害予防計画>4 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策/156頁~157頁	○震災対策編>第3編 災害応急計画>第15章 文教施設における災害応急計画>2 文教施設における災害応急計画フロー/320頁 ○震災対策編>第3編 災害応急計画>第15章 文教施設における災害応急計画>5 文化財の応急対策/323頁		13~18
福島県	○第2章 災害予防計画>一般災害対策編>第6節 建造物及び文化財災害予防対策>第3 文化財災害予防対策/54頁~55頁	○地震・津波災害対策編>第3章 災害応急対策計画>第24節 文教対策>第3 文化財の応急対策/301頁		19~21
茨城県	○地震災害対策計画編>第2章 災害予防計画>第2節 地震に強いまちづくり>第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進>5 文化財保護/52頁 ○資料編>4 中央防災会議>4-5 大規模地震防災・減災対策大綱>4.様々な地域的課題への対応>(8)文化財の防災対策/199頁~200頁			22~24
栃木県	○震災対策編>第2章 予防>第21節 文教施設等予防対策>第4 文化財災害予防対策/481頁	○震災対策編>第3章 災害応急対策>第16節 文教施設等応急対策>第7文化財の保護>1 災害発生時の措置(通報)2 災害状況の調査、復旧対策/567頁 ○震災対策編>第3章 災害応急対策>第16節 文教施設等応急対策>第8文化施設における応急対策/567頁		25~26
群馬県		○震災対策編>第3部 災害応急対策>第14章 その他の災害応急対策>第3節 文化財施設の災害応急対策/205頁		27~28
埼玉県	○第6編 事故災害対策編>第12節 文化財災害対策計画/第6編-74頁	○第2編 震災対策編>第11 県民生活の早期再建>具体的取組>応急対策>7 文教対策>(3)具体的取組内容>エ 文化財の応急措置/258頁		29
千葉県		○第2編 地震・津波編>第3章 災害応急対策計画>第11節 学校等の安全対策・文化財の保護>5 文化財の応急対策/地-3-86頁	○資料編>5 首都直下地震対策大綱>第2章 膨大な被害への対応~地震に強いまちの形成>~>第1節 計画的かつ早急な予防対策の推進>6.その他配慮すべき対策>(2)文化財保護対策の推進/157頁	30~31
東京都	○震災編[本冊]>第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画)>第3章 安全な都市づくりの実現>第5節 具体的な取組>第5節 具体的な取組>【予防対策】>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進>2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止>(2)詳細な取組内容>オ 美術品等の落下・転倒防止/118頁 ○震災編[本冊]>第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画)>第3章 安全な都市づくりの実現>第5節 具体的な取組>【予防対策】>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進>2-4 文化財施設の安全対策/118頁	○震災編[本冊]>第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画)>第3章 安全な都市づくりの実現>第5節 具体的な取組>【応急対策】>2 河川、海岸、港湾施設等の応急対策による二次災害防止>2-2 社会公共施設等の応急対策>(2)詳細な取組内容>イ 社会公共施設等の応急対策>(キ)文化財施設/135頁	○震災編[本冊]>第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画)>第3章 安全な都市づくりの実現>第5節 具体的な取組>【復旧対策】>1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復>1-2 社会公共施設等の復旧>(2)詳細な取組内容>エ 文化財施設/156頁	32~34

項目		A 災害予防計画	B 災害応急対策計画	C 災害復旧・復興計画等	抜粋資料 右肩番号
都道府県					
14	神奈川県	○地震災害対策計画>第3章 災害時応急活動事前対策の充実>第10節 文教対策>【主な事業】>4 文化財の保護/84頁		○地震災害対策計画>第5章 復旧・復興対策 >第2節 復興対策の実施>6 生活再建支援>(9) 社会教育施設、文化財等/187頁 ○地震災害対策計画>第5章 復旧・復興対策 >第2節 復興対策の実施>6 生活再建支援>(10) 歴史的公文書の修復等/187頁	35~36
15	新潟県	○震災対策編>第2章 災害予防>第33節 文化財の地震防災対策/176頁~177頁	○震災対策編>第3章 災害応急対策>第30節 文化財応急対策/381頁~383頁		37~41
16	富山県	○地震・津波災害編>第2章 地震・津波災害予防対策 >第1節 防災都市づくり>3 建築物の耐震化(県全部局)>(1)建築物の耐震性確保>イ 公共建築物等の耐震性確保/35頁	○地震・津波災害編>第3章 地震・津波災害応急対策>第18節 公共施設等の応急復旧対策>第3 社会公共施設等>5 文化財/236頁		42~43
17	石川県	○地震災害対策編>第2章 地震災害予防計画>第18節 建築物等災害予防>4 文化財災害予防/112頁~113頁	○地震災害対策編>第3章 地震災害応急対策計画>第31節 文教対策>文化財対策のフロー/270頁 ○地震災害対策編>第3章 地震災害応急対策計画>第31節 文教対策>12 文化財対策/270頁		44~46
18	福井県	○本編>第2章 災害予防計画>第7節 火災予防計画>第4 文化財火災予防対策/22頁	○本編>第3章 災害応急対策計画>第19節 文教対策計画>第6 文化財保護対策/129頁		47~48
19	山梨県	○第2編 一般災害編>第2章 災害予防計画>第8節 文化財災害予防対策/40頁			49
20	長野県	○震災対策編>第2章 災害予防計画>第25節 建築物災害予防計画/75頁、78頁	○震災対策編>第3章 災害応急対策計画>第29節 建築物災害応急活動>第3 活動の内容>3 文化財/152頁		50~53
21	岐阜県	○第2章地震災害予防>第21節 文教対策>第2項 文化財保護対策/60頁~61頁	○第3章 地震災害応急対策>第32節 文教災害対策>第2項 文化財、その他の文教関係の対策/148頁		54~56
22	静岡県	○共通対策の巻>第2章 災害予防計画>3 県の実施事項>(3) 県民に対する防災思想の普及/共通-20頁 ○2 地震対策の巻>第2章 平常時対策>第4節 地震災害予防対策の推進>17 文化財等の耐震対策/地震-38頁			57~58
23	愛知県	○地震・津波災害対策計画>第2編 災害予防>第2章 建築物等の安全化>第4節 文化財の保護/54頁			59
24	三重県		○地震・津波対策編>第3部発災後対策>第7章 復旧に向けた対策>第3節 文教等対策 /338頁~339頁		60~61
25	滋賀県	○震災対策編>第2章 災害予防計画>災害に強い基盤づくりの推進>第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化>3 具体的な施策の展開>(6) 文化財の耐震化の推進/49頁	○震災対策編>第3章 災害応急対策計画>第21節 建造物等応急対策計画>6 文化財の保護計画/252頁		62~63
26	京都府	○震災対策計画編>第2編 災害予防計画>第12章 文化財災害予防計画/157頁~159頁	○震災対策計画編>第3編 災害応急対策計画>第25章 文化財等の応急対策/364頁 ○震災対策計画編>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編>6章 災害に強い安全なまちづくりの推進>第2節 文化財保護対策の実施/395頁		64~68
27	大阪府	○基本対策>災害予防対策>第3章 災害予防対策の推進>第1節 都市防災機能の強化>第5 文化財/90頁	○基本対策>災害応急対策>第6章 二次被害防止、ライフライン確保>第2節 民間建築物等応急対策>第4 文化財/232頁		69~70
28	兵庫県	○地震災害対策計画>第1編 総則>第1節 計画の趣旨/1頁	○地震災害対策計画>第3編 災害応急対策計画>第3章 円滑な災害応急活動の展開>第18節 教育対策の実施>第2 内容>3 教育対策>(4) 教育施設の応急復旧対策/377頁 ○地震災害対策計画>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項>第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策/451頁		71~73
29	奈良県	○災害予防計画>災害応急対策及び復旧への備え>第33節 文化財災害予防計画/139頁~141頁 ○地震編>第2章 災害予防計画>災害応急対策及び復旧への備え>第33節 文化財災害予防計画/139頁~141頁	○地震編>第3章 災害応急対策計画>教育施設計画>第35節 文化財災害応急対策/316頁~318頁		74~79

項目	A 災害予防計画	B 災害応急対策計画	C 災害復旧・復興計画等	抜粋資料 右肩番号
都道府県				
30 和歌山県	○地震・津波災害対策計画編＞第3編 災害予防計画＞第18章 文化財災害予防計画／85頁～86頁			80～81
31 鳥取県	○災害予防編(共通)＞第12部文教対策計画＞第1章文化財災害対策／81頁			82
32 島根県		○震災編＞第2編 地震災害対策計画＞第2章地震災害応急対策計画＞第21節 文教対策／334頁 ○震災編＞第2編 地震災害対策計画＞第2章地震災害応急対策計画＞第21節 文教対策＞第6 文化財の保護＞2 文化財の応急措置／338頁 ○震災編＞第3編 津波災害対策計画＞第2章津波災害応急対策計画＞第8節 文教対策＞第1 基本的な考え方／505頁		83～85
33 岡山県	○地震・津波災害対策編＞第2章 地震・津波災害予防計画＞第3節 地震・津波に強いまちづくり＞第2項 公共施設等災害予防計画＞12 文化財／126頁～127頁	○地震・津波災害対策編＞第3章 地震・津波災害応急対策計画＞第3節 民生安定活動＞第10項 文教対策計画＞3 対策＞(6)社会教育施設等の保護／250頁		86～88
34 広島県	○震災対策編・地震災害対策計画＞第2章 災害予防計画＞第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画＞10 文教関係＞オ 文化財の保護／89頁	○震災対策編・地震災害対策計画＞第3章 災害応急対策＞第13節 文教計画＞7 文化財に対する対策／235頁		89～90
35 山口県	○震災対策編＞第5章 山口県地震防災戦略＞第2節 具体的な取組＞第3項 その他／1-5-4頁			91
36 徳島県	○南海トラフ地震対策編＞第2章 災害予防＞第1節 建築物等の耐震化＞第2 内容＞(4)文化財の耐震対策／196頁			92
37 香川県	○地震対策編＞第2章 災害予防計画＞第14節 文教災害予防計画／86頁～87頁	○地震対策編＞第3章 災害応急対策計画＞第23節 文教対策計画＞6 文化財の保護／166頁 ○地震対策編＞第3章 災害応急対策計画＞第23節 文教対策計画＞7 埋蔵文化財対策／167頁		93～97
38 愛媛県	○地震災害対策編＞第2編 災害予防対策＞第18章 公共土木施設等の耐震対策等＞2-18-13 文化財施設／82頁			98
39 高知県	○地震及び津波災害対策編＞第2編 災害予防対策＞第2章 予防対策の推進＞第4節 建築物等災害予防対策＞4 文化財の耐震対策／46頁			99
40 福岡県	○地震・津波対策編＞第2編 災害予防計画＞第2章 防災基盤の強化＞第3節 建築物等の安全化＞第3 文化財災害予防対策／45頁	○地震・津波対策編＞第3編 災害応急対策計画＞第2章 災害応急対策活動＞第19節 文教対策の実施＞第2 文化財応急対策／233頁	○地震・津波対策編＞第4編 災害復旧・復興計画＞第2章 災害復旧事業の推進＞第1節 復旧事業計画＞第11 文化財災害復旧事業計画／245頁	100～102
41 佐賀県	○第3編 地震・津波災害対策＞第2章 地震災害対策＞第1節 災害予防対策計画＞第1項 安全・安心な県土づくり＞第4 建築物等の耐震性の確保＞4 文化財／31頁		○第3編 地震・津波災害対策＞第2章 地震災害対策＞第3節 災害復旧・復興計画＞第1項 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進＞2 文化財対策／248頁	103～104
42 長崎県	○基本計画編＞第2編 災害予防計画＞第5章 形態別災害予防対策＞第5節 建築物災害予防計画＞3 文化財の災害予防対策／73頁～74頁	○基本計画編＞第3編 災害応急対策計画＞第14章 文教応急対策計画＞7 文化財対策／310頁		105～107
43 熊本県	○一般災害対策編＞第2章 災害予防計画＞第6節 文化財災害予防計画／30頁～31頁			108～109
44 大分県	○地震・津波対策編＞第2部 災害予防＞第2章 災害に強いまちづくり＞第6節 公共施設等の災害予防＞3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保／58頁 ○地震・津波対策編＞第2部 災害予防＞第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置＞第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実＞(7)文教対策に関する事前措置／125頁	○地震・津波対策編＞第3部 災害応急対策＞第4章 被災者の保護・救護のための活動＞第11節 文教対策＞6 文化財等の応急対策／312頁		110～112
45 宮崎県		第2編 地震災害対策編＞第3章 地震災害応急対策計画＞第19節 文教対策＞第2款 文化財保護対策／310頁		113
46 鹿児島県	○地震災害対策編＞第2部 地震災害予防＞第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え＞第10節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備＞第7 文化財や文教施設に関する事前措置／2-2-52頁	○地震災害対策編＞第3部 地震災害応急対策＞第3章 事態安定期の応急対策＞第11節 文教対策＞第3 文化財の保護／3-3-41頁～3-3-42頁		114～116
47 沖縄県		○第2編 地震・津波編＞第2章 災害応急対策計画＞第25節 教育対策計画＞6 文化財の保護／141頁		117

**都道府県地域防災計画における文化財等の保全に関する記載**

**抜粋（2015年）**

- (3) 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする）。
- (4) 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
- (5) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

3 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

#### 第4 教職員の確保

道教育委員会及び市町村教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

#### 第5 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあつては、道及び学校設置者）は、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- 1 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- 2 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

#### 第6 学校給食等の措置

- 1 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- 2 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- 3 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

#### 第7 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- 1 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- 2 校舎の一部に罹災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- 3 避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- 4 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

#### ○ 第8 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び市町村文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する市町村教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

## ○ (6) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

地震時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

## (7) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

## ○ (8) 文化財の災害予防

県内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これら文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者または管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定または委託を受けた県教育委員会及び市町村教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理しなければならない。

## (6) 学校給食対策

- ア 校長及び市町村教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、市町村と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。
- イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保する。

## (7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

## ○ (8) 文化財対策

- 文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。
- ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者または管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町村教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。
- イ 県教育委員会及び市町村教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
- ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び市町村教育委員会の指導・助言により必要な措置を講ずるものとする。

## 3 応援協力関係

## (1) 教育施設及び教職員の確保

- ア 市町村教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会または県教育委員会へ、教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。
- イ 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他の私立学校管理者、市町村教育委員会または県へ、教育の実施またはこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。
- ウ 県、県教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合または市町村教育委員会若しくは私立学校管理者からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、他県の教育委員会へ教育の実施またはこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。
- エ 県教育委員会は、市町村教育委員会の実施する教育について、特に必要があると認めるときは、他市町村教育委員会に応援を要請する。
- オ 応援の要請を受けた上記機関は、これに積極的に協力する。

## (2) 教科書・学用品等の給与

- ア 市町村は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、県へ学用品等の給与の実施調達について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- イ 県は、自ら学用品等の給与の実施または市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品については東北経済産業局へ、調達について応援を要請する。
- ウ 県は、市町村の実施する学用品等の給与について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に定める応援調整市町村と連絡調整し、他市町村に応援を要請する。
- エ 応援の要請を受けた上記機関は、これに積極的に協力する。



- 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。

〔指定防火対象物の現況 資料編 2-9-10〕

- 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

○ 第8 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

- 文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、県民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

- 文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	○ 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓消防道路等の設置を進める。
美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財	○ 国指定文化財については、収蔵施設の設置が進んでいるが、さらに、自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を進める。 ○ 県指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等を整備する。
史跡、名勝、天然記念物	○ 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 ○ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

3 文化財防災組織の編成、訓練等

- 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
- イ 文化財の避難場所を定める。
- ウ 搬出用具を準備する。

- 県本部長及び市町村本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。
- (2) 文化財の対策
  - 県本部長は、文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。
    - ア 文化財の避難
    - イ 文化財の補修、修理
    - ウ 二次災害からの保護措置の実施
- 9 被災児童、生徒の受入れ
  - 市町村本部長及び県本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

- 3 市町村は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

#### 第11 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

#### ○ 第12 文化財の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 県教育委員会は、速やかに国及び県指定文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ、関係職員を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。
- 3 県教育委員会は国指定の文化財について、国と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。
- 4 県教育委員会は県指定の文化財について、市町村教育委員会と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。
- 5 市町村教育委員会は市町村指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

第20節 文化財災害予防計画

実施機関 県教育庁、市町村（教育委員会）

第1 計画の方針

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産であり、地域住民の精神の拠り所である。県及び市町村は、これらの文化財を後世に伝えるため、文化財の災害予防に関する計画を策定し、防災・防火管理体制の確立を図る必要がある。

しかし、歴史的建造物等の貴重な文化遺産は、台風や豪雨などによる倒壊・損壊・流失、さらには火災による焼失記録が残されている。

文化財の災害予防を実施するに当たっては、特定の文化財に対する災害予防のみではなく、地域全体の文化財に対する災害予防が必要である。県及び市町村は、文化財の所有者・管理者、地域住民との連携・協力体制の構築が不可欠である。さらに、古文書等の歴史資料等については、被災時における安易な廃棄や散逸を防止するため、迅速・的確な被災情報の収集が必要である。

第2 文化財の指定状況

県内の文化財のうち、下表の指定種別の国・県指定文化財は515件で、無形民俗文化財を除く全てが台風や豪雨等により直接被災する可能性がある。特に、8割以上を占める有形文化財・登録有形文化財は、火災に対し極めて脆弱である。よって、火災から文化財の焼失を防ぐための防災能力を高めることが課題である。

【文化財指定等の状況】

(平成25年4月現在)

種 別		国 指 定	県指定	計	
有形文化財	建 造 物	重文 24	22	46	
	絵 画	重文 5	24	29	
	彫 刻	重文 1	53	54	
	工芸品	国 宝	1	65	68
		重 要	重文 2		
	書 籍 ・ 典 籍	重文 1	14	15	
	古 文 書	0	14	14	
	考 古 資 料	重文 3	56	59	
歴 史 資 料	重文 1	20	21		
無 形 文 化 財		0	0	0	
民 俗	有 形 民 俗 文 化 財	重有民 6	12	18	
	無 形 民 俗 文 化 財	重無民 16	47	63	
記 念 物	史 跡	特 別 史 跡	1	39	52
		史 跡	12		
	名 勝		4	1	5
	特 別 名 勝 及 び 天 然 記 念 物		1	0	3
	名 勝 及 び 天 然 記 念 物		0	2	
	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	2	40	67
天 然 記 念 物		25			
重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区		1	0	1	
合 計		106	409	515	

種 別	国選択	県選択	計
記録選択無形民俗文化財	22	12	34

種 別	国登録		計
登録有形文化財（建造物）	170件（76か所）		170件（76か所）
登録記念物（動物）	1件（2か所）		1件（2か所）

### 第3 有形文化財（建造物）及び重要伝統的建造物群保存地区

#### 1 現 況

建造物は、地域社会の伝統を伝える重要な文化財であるとともに、地域の景観を形成する上でも重要な要素である。平成21年度には、耐震所有者診断支援事業により重要文化財のうち木造建築について基礎診断を行った。また、重要文化財については指定後に防火設備の他、必要に応じてその他の防災・防犯設備を設置し、文化財防火デー等に訓練及び機器の点検を行っている。

#### 2 対 策

- (1) 災害から文化財と地域を守る必要性と意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、平成21年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト（以下チェックリスト）に基づく日常点検を行う。
- (3) 消防や地域及び建造物に設置した消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民・見学者等の避難・誘導訓練を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 建築物の倒壊・損壊防止等に努める。
- (5) 延焼防止のため、周辺街路樹の他、公園・空地を景観等にも配慮し計画的に整備する。
- (6) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

### 第4 有形文化財（建造物以外）

#### 1 現 況

美術工芸品等は、ほとんどが持ち運ぶことが可能なものであり、その保管には転倒等による破損に対する対策の他、温湿度管理や防火対策が必要である。また、盗難等に対する防犯対策や人為的な破損・現状変更への対策が必要である。

#### 2 対 策

- (1) 災害から文化財を守る必要性と意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリストによる日常点検を行う。
- (3) 消防や地域の消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民・見学者等の避難、文化財の搬出・保全活動を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 美術工芸品等の転倒、破損、転落防止の器具等の整備に努める。必要に応じて保管庫を設置し、防火・防犯の施設整備を行う。
- (5) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

## 第5 記念物

## 1 現況

史跡、名勝、天然記念物等は、多様な内容を持つものであり、それぞれの性質に応じた防災対策が必要である。

## 2 対策

- (1) 警報、防火、消火設備を整備する。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、地震時の危険個所の早期発見と改善に努める。
- (3) 震災等によるき損・滅失の拡大防止のため必要な応急措置を執る。

## ○ 第6 未指定の文化財

## 1 現況

県内には指定文化財のほかにも、後世に残していくべき貴重な文化財が多く存在しているが、その実態が十分に把握されていない現状にある。

## 2 対策

- (1) 所在情報の把握  
未指定文化財の所在状況の把握に努める。
- (2) 保管者への助言  
ア 文化財の保存方法等に関する情報を提供し、必要に応じ助言する。  
イ 公的機関への寄贈・寄託等の制度に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

## ○ 第7 被災古文書等（古文書等の歴史資料）の保全

災害により多くの古文書等（古文書等の歴史資料を含む。）が被災した場合、県民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）及び取り扱い等について周知を図る。

## 【被災古文書等に対する注意事項】

- 1 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。
- 2 湿気を防げる場所か容器に保管すること。
- 3 雨や水に濡れたものは、そのまま陰干しすること。吸湿性の高い紙（キッチンペーパーなど）を挟むとよい。本の場合は体積の5分の1以下の紙を挟み、湿ったら取り替えるとよい。  
48時間以内に乾燥できない場合は、ラップでくるむか、頑丈な容器に入れ冷凍の上、凍結真空乾燥により水分を取り除く方法が有効である。ただし、古文書・絵図等については修復の専門家に相談する必要がある。
- (1) 無理な水洗いをしないこと。
- (2) 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。
- 4 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。

## 災害ボランティア活動支援指針

平成15年3月15日制定  
秋田県

### 第1 目的

県内で大規模な災害が発生した場合、県、市町村等防災行政機関はもとより地域住民の自主的な防災組織が災害応急活動を担うこととなるが、被災者のニーズにきめ細やかに応えるためには、各種ボランティアの組織的な活動が大きな力として期待される。

このため、県、市町村及び関係機関が協力して災害ボランティアの活動が迅速かつ効果的に行われるよう、必要な事項を定める。

### 第2 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後の被災者に対する生活や自立の支援、県、市町村及び関係機関等が実施する応急対策の支援を行う、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」とする。

なお、本指針では、ボランティアの態様によって行政等の対応が異なる場合があることから、災害ボランティアを次のように分類する。

#### 1 専門ボランティア

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) その他輸送や無線などの専門技術を要する活動

#### 2 一般ボランティア

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

#### 3 ボランティアコーディネーター（専門ボランティア）

- (1) 被災者ニーズの把握、整理、活動メニューの作成
- (2) ボランティア活動申出者の相談指導、受付
- (3) ボランティアの組織化、グループ化、オリエンテーション
- (4) ボランティアの配置調整
- (5) 行政との連絡調整（行政の救援活動状況等の情報収集）など

### 第3 活動に対する県、市町村の支援

県及び市町村は、災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、被災状況、被災地のボランティアニーズの収集を行うとともに、避難所、救護所、物資集積場所、交通規制、公共交通の復旧状況など必要な情報を提供するほか、活動資機材の調達や活動拠点となる施設の提供・斡旋に努めるものとする。

また、県は、活動中の補償として必要な災害特約を付加したボランティア保険料を負担するものとする。

### 第4 秋田県災害ボランティア連絡会議

行政と県内ボランティア関係団体間の連絡調整体制を確立するとともに、災害ボランティア活動に関する必要事項の検討を行うため、「秋田県災害ボランティア連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

### 第5 災害発生時の体制

県内で大規模な災害が発生し、救援活動等に多くのボランティア活動が必要と見込まれる場合、県内外から駆け付けてくるボランティアを被災地が混乱なく受け入れられるとともに効果的な活動が行えるよう、県は社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に「秋田県災害ボランティア支援センター」（以下「支援センター」という。）を要請する。



また、被災地の市町村及び市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は「現地災害ボランティアセンター」（以下「現地センター」という。）を設置し活動・支援体制を整備するものとする。

なお、業務を適切に進めるため、県社協は連絡会議と連携し支援センターの運営体制を定めておくとともに、市町村、市町村社協においても、現地センターの運営体制や近隣市町村及び市町村社協との協力体制の構築に努める。

### 1 秋田県災害ボランティア支援センター

秋田県災害対策本部と連絡調整を行うとともに、現地センター業務を支援するため、以下の役割や機能を果たすものとして県社協内に設置する。

#### (1) 現地災害ボランティアセンターへの対応

- ① コーディネーター等運営スタッフの派遣
- ② 各種行政情報及びボランティア情報の提供等
- ③ 現地ボランティアセンター間におけるボランティアの配置調整

#### (2) 災害対策本部及び現地災害ボランティアセンター等との連絡調整

- ① 各種行政情報及びボランティア需給情報等の収集、提供
- ② ボランティア団体との連携、活動の調整
- ③ 全国社会福祉協議会等への応援要請
- ④ 活動資機材の把握、調達

#### (3) ボランティア活動に関する広報・報道窓口

- ① ボランティア活動参加申出者への対応
- ② 報道機関（県災害対策本部経由）へのボランティア募集等の広報
- ③ 運営資金等募金の広報

### 2 現地災害ボランティアセンター

被災地市町村における災害ボランティアの活動を支援するため、支援センターや関係機関と連携し、以下の役割や機能を果たすものとして市町村社協内又は市町村が指定する場所に設置する。

#### (1) 市町村災害対策本部及び秋田県災害ボランティア支援センターとの連絡調整

- ① 各種行政情報及びボランティア情報の収集、提供
- ② コーディネーター等運営スタッフ、ボランティアの派遣要請
- ③ 活動資機材の募集等の要請

#### (2) ボランティアニーズ及び被害状況の把握

- ① 相談窓口の設置
- ② 避難所や被災地等の巡回
- ③ ボランティアからの情報収集

#### (3) ボランティアの受け入れ、活動支援

- ① ボランティアの受付
- ② ボランティア保険未加入者の加入手続き
- ③ ボランティアニーズに応じた配置調整、オリエンテーションの実施
- ④ 宿泊場所等の確保、健康管理

#### (4) その他の支援活動等

救援物資の仕分け、配付等

### 3 活動拠点

ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となる災害ボランティアの活動拠点は、原則としてボランティアを受け入れる市町村が用意する。

また、県は、被害が甚大で被災市町村が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合は、関係市町村等と協議のうえ、活動拠点となる県有施設の提供に努める。

## 第6 平常時における取り組み

県、市町村、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部等は連携し、ボランティア関係団体との連携の強化に努めるとともに、災害発生時に備え次の取り組みをするものとする。

### 1 専門ボランティアの募集及び登録

県内在住の個人及び県内に住所を有する企業・団体を対象に、専門ボランティアを募集し、各分野ごとの登録等を行うとともに、各専門ボランティアに必要な研修・訓練等を随時開催するものとする。

### 2 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティアコーディネーターは、災害時の応急対応支援のためにボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へと導く重要な役目を担っていることから、県、市町村、ボランティア関係団体等は連携し、コーディネーター養成に努めるものとする。

### 3 災害ボランティア活動の啓発

県、市町村、関係機関は、広報誌の活用などにより、災害ボランティア活動の普及啓発を行うとともに、災害ボランティアの確保を図るものとする。

また、ハンドブックの作成や災害ボランティアの防災訓練等への参加を働きかけることにより、平常時からの体制の整備に努めるものとする。

- (ア) 市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- (イ) 市町村災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- (ウ) 市町村災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- (エ) 市町村災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- (オ) 地域における防災意識の普及啓発
- (カ) ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

#### 4 専門ボランティア

##### (1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

##### (2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体(ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者

### (3) 受入体制の整備

県関係各課は、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

オ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入れや調整を行う体制の整備を図る。

## 5 活動環境の整備

県及び市町村は、被災者ニーズ等の情報提供方策の整備やボランティア団体の活動支援、リーダー育成など、ボランティア活動の環境整備を図る。

## (5) 防災教育

ア 校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う(学校教育における具体的な防災教育は、本編第3章「防災知識の普及計画」による。)

イ 県及び市町村は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

## (6) 防災訓練

校長は、児童、生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する(学校教育における具体的な防災訓練は、本編第6章「防災訓練計画」による。)

## (7) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難場所の役割を果たすため、学校設置者は、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する(具体的な施設の耐震性の強化対策は、本編第16章「建築物災害予防計画」による。)

## ○ 4 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

図書館、美術館、博物館及び体育施設等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これら施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

## (1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

## (2) 自衛防災組織の編成

地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

## (3) 避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

## (4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

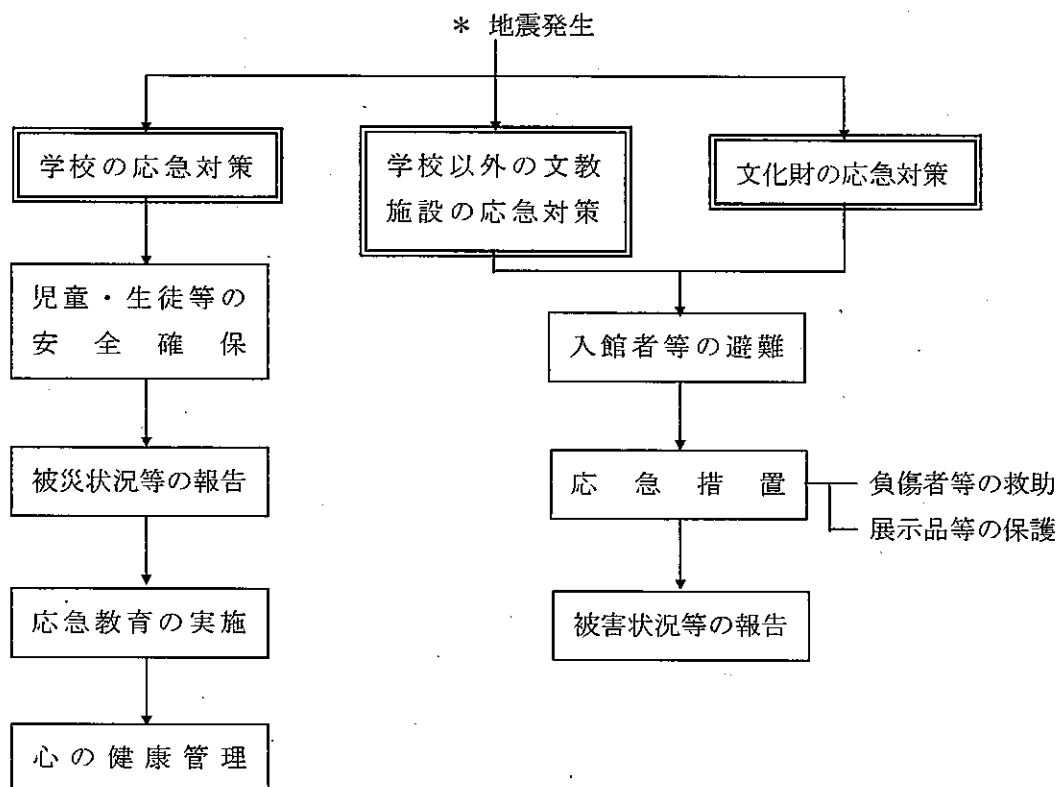
イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

## 第15章 文教施設における災害応急計画

### 1 計画の概要

地震発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

### ○ 2 文教施設における災害応急計画フロー



### 3 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、市町村が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

#### (1) 児童・生徒等の安全確保

##### ア 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生理者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

#### 4 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防機関及び県警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する。
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、市町村から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

#### ○ 5 文化財の応急対策

- (1) 国、県及び市町村指定文化財等の所有者及び管理者は、地震が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

##### ア 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置ものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

##### イ 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに所轄市町村教育委員会を經由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

## 第6節 建造物及び文化財災害予防対策

(危機管理部、土木部、県教育委員会、市町村教育委員会、消防本部)

【災害発生時の対応については第3章 第21節 文教対策を参照】

都市部の近年の著しい都市化現象は、市街地の高密度化を促すとともに、建築物は高層化、大型化し、その用途や設備が多様化しているが、一方、町村部においては、以前として木造建築物が多い。このように本県の建築物は多種・多様であり、建築物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、県・市町村教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

### 第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

#### 1 民間の建築物

県（建築総室）は、都市の不燃性及び建築物の安全性の確保の必要性から地震や火災、風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物の建設促進のため、融資制度や国の助成制度の活用により、耐震性・耐火性の高い建築物への改修等に向けた指導を行う。

#### 2 公共建築物の対策

県（各施設管理者）及び市町村は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に、資格を有する者に建築物及び建築設備（以下本項において「建築物」という）の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

### 第2 特殊建築物、建築設備の防災対策

建築基準法第12条の規定により、特定行政庁の指定する特殊建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するものに調査または検査させて特定行政庁に報告することが義務付けられている。

特定行政庁は、この報告により建築物の防災、特に防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

### ○ 第3 文化財災害予防対策

#### 1 文化財保護思想の普及啓発

県民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、県（文化財課）・市町村教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、県民の防火・防災意識の高揚を図る。

#### 2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

#### 3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。



#### 4 予防査察の徹底

消防機関は、県（文化財課）・市町村教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

#### 5 訓練の実施

県（文化財課）・市町村教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市町村担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。

#### 8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

#### 9 入学料等の免除

被災によって入学料等の免除等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、入学料等を免除する等の特別措置を講ずる。

#### 10 私立学校

私立学校においては、この応急教育対策を参考に、私立学校の設置者がそれぞれの責任の範囲において実施する。

### ○ 第3 文化財の応急対策

文化財が被災した場合には、県教育委員会（文化財班）は、市町村教育委員会や文化財保護指導委員による被害状況報告を受けて、以下の応急措置を速やかに市町村教育委員会へ指示し、本修理を待つこととする。

- 1 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図れるよう市町村教育委員会へ指示する。
- 2 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずるよう市町村教育委員会に指示する。
- 3 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意するよう市町村教育委員会を指導する。
- 4 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第2章 災害予防計画  
 第2節 地震に強いまちづくり  
 第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進

工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

(3) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

【県（土木部）、市町村、特定建築物の所有者】

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

県等の所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

○ **5 文化財保護**

【国（文部科学省）、県（教育庁）、市町村、文化財の管理者】

国、県、市町村及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の設備の促進を図る。

併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対する防災のための標識等の設置を図る。

**6 資料、関連項目**

(1) 資料

資料8-2 「防火地域、準防火地域の指定状況」

(2) 関連項目

「第3章 第7節 応急復旧・事後処理」第1 建築物の応急復旧

による寸断のため物資供給等が滞ることがないように除雪体制を優先的に確保する。また、地域の状況に応じて、道路の消融雪施設や流雪溝等の整備を進める。

## 2) 緊急通信ネットワークの確保

- 国、地方公共団体は、通信機器の着氷による故障等の影響を軽減し、住民への緊急情報の伝達手段を確保するため、市町村防災行政無線の屋内戸別受信機の普及を促進する。

## 3) 豪雪、寒冷地における避難生活環境の確保

- 国、地方公共団体は、積雪期に避難所生活が長期化する可能性の高い地域における、飲食料や生活必需品等の備蓄・調達体制の強化・充実を図る。
- 地方公共団体は、寒さによる過酷な避難所生活の緩和を目指し、暖房設備の整備や、暖房用燃料の備蓄等を強化する。また、停電等によって暖房設備が使用不能とならないよう配慮する。
- 地方公共団体は、応急仮設住宅の建設用地について、利用可能なオープンスペースが積雪により減少する可能性があることを考慮した用地の確保に努める。

## 4) 雪崩対策

- 国、地方公共団体は、雪崩危険箇所の調査や公表等情報開示を行うとともに、雪崩防止施設の整備を推進する。さらに、地震後の緊急点検体制の整備や必要に応じた応急対策の実施、避難場所への適切な避難誘導等の施策を充実し、二次災害防止を図る。

## 5) 救助・救出体制の強化

- 国、地方公共団体は、積雪時の家屋の倒壊や雪崩の発生等により自力脱出困難者が雪に埋もれていることも考慮し、地元救助部隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊による救助・救出技術の高度化、救助・救出体制の強化に努める。

## 6) 建物被害軽減対策

- 揺れによって損傷した建物が、その後の積雪で倒壊することによる人的被災を回避するため、地方公共団体は、積雪荷重による影響を踏まえた被災建築物の応急危険度判定を実施する体制の整備を図る。

## ○ (8) 文化財の防災対策

- 国、地方公共団体は、文化財の所有者等による建造物等の耐震化等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進、史跡等に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策を図るとともに、文化財の所在情報の充実、地方公共団体の文化財保護部局等と防災関係機関等との情報の共有を図る。
- 地方公共団体は、文化財の所有者等による消火活動や文化財の搬出、保全活動、観光客等の避難・誘導等が迅速・的確に行えるような体制の充実を図るとともに、日頃からの訓練等を実施する。

- 地方公共団体は、文化財を含む地域のまちづくりの中で、文化財の周辺地域としての環境や景観の保全に配慮しつつ、都市の整備、地域の自主防災組織が利用できる消防水利の整備等により地域の防災力の向上を目指す。
- 地方公共団体は、火災による文化財の延焼を減ずるため、文化財周辺の街路樹整備、公園・空地整備、消防や地域による消火活動のための施設の整備、建築物の耐震化・不燃化等を進める。
- 地方公共団体は、津波による被災の可能性が高い文化財がある場合は、必要に応じて、その文化財としての価値の適切な継承にも配慮しつつ、当該文化財を安全な場所に移すこと等の可能性を検討する。
- 地方公共団体は、文化財の保全場所や住民・観光客等の避難場所を整備し、地震発生後の対応に配慮する。
- 地方公共団体は、自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ね等により、文化財を有する地域全体の防災力を向上させるとともに、消火活動、文化財の搬出・保全活動、住民や観光客等の避難・誘導等に関するマニュアルの整備を行う。

#### (9) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- 国、地方公共団体は、オリンピック・パラリンピック東京大会で使用する施設や地域のインフラについて、既存・新設を含めて耐震性や液状化対策等を確認し、必要に応じて改修や補強等を進める。
- 国、地方公共団体等は、外国からの来訪者、要配慮者等に対し災害時でも安全を確保できるようにするための緊急地震速報等の多言語化、公共交通機関、ホテル等の従業員や同大会ボランティア等による避難誘導の取組等を促進する。また、都市内のサイン計画、ピクトグラム標準化や災害時の対応行動の可視化など、様々な手段による防災情報の伝達対策に努める。

#### 5. 特に考慮すべき二次災害、複合災害、過酷な事象への対応

- 大規模地震発生後の長期にわたる復旧・復興期間において他の災害が複合的に発生すること等が考えられることから、国、地方公共団体は、複合災害として暴風、高潮、大雨、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、対策を検討する。
- 国、地方公共団体、施設管理者は、大規模地震発生後、庁舎、学校施設等の公共施設、道路、鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、同報無線等の防災上・社会生活上重要な施設の破損等の有無について緊急的に点検を実施し、支障がある場合には迅速な補修を行うとともに、防災行動計画（タイムライン）の策定等を推進する。
- 原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、大規模地震発生後、二次災害防止のため、施設の点検を緊急的に行い、異常が見られる場合は関係法令に従って速やかに対処するものとする。

図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

### 第3 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

県（経営管理部）は、私立学校が公立学校の対策に準じて災害対策を講じる場合に、指導及び助言等を行う。

### ○ 第4 文化財災害予防対策

火災・事故災害対策編第1部火災対策第2章第2節第5の4に準じ、震災に備えた対策を行う。

## (2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第4条で定められた額以内とする。

## 4 期間

地震災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

〈資料編3-8-1 災害救助法施行細則〉

## 第6 授業料の減免

## 1 県立学校

被災により、授業料の減免が必要な者については、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年3月23日条例第10号）により、授業料減免の措置を講じる。

## 2 私立高等学校等

被災を受けた生徒に係る授業料負担の軽減を図るため、学校法人が行う授業料減免事業に要する経費について、県は、「私立高等学校授業料減免補助金交付要領」により、補助金を交付する。

## ○ 第7 文化財の保護

## 1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市町に通報する。

所有者、管理者が市町の場合の通報責任者は、市町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

## 2 災害状況の調査、復旧対策

県は、地震災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を文化庁に報告し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

## ○ 第8 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等を行うなどの応急措置をとる。

## 第9 社会教育施設における応急対策

## 1 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し県又は市町教育委員会に報告する。

## ○ 第3節 文化財施設の災害応急対策

文化財の管理者、県(教育委員会)、市町村

### 1 気象状況の把握

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や余震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

### 2 文化財収蔵施設の安全性の点検

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、文化財収蔵施設の損壊状況を確認し、当該施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の管理者は、収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

### 3 観覧者の安全確保

文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

### 4 文化財の安全の確保

文化財の管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。

### 5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

### 6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 県(教育委員会文化財保護課)及び市町村は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

〈関係資料〉資料編18-1 県内指定文化財一覧表



○ 第12節 文化財災害対策計画 【教育局】

第1 基本方針

1 趣旨

県内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

2 留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する県民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

3 現況

県内において現在特に防火、防災を必要とするものは、「指定文化財建造物」、及び「指定文化財が集中して所在する場所」（建造物を除く）のとおりである。

【資料編Ⅱ-2-11-11】 指定文化財集中場所

【資料編Ⅱ-2-11-12】 指定文化財建造物

第2 実施計画

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成

学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。

**イ 教材・学用品等の調達及び配給の方法** 【県（文教部、総務部）、市町村】

罹災児童・生徒に対する学用品の給与は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

○ **給与の対象**

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童・生徒を含む）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

○ **給与の実施**

- ・学用品の調達、配分等は、市町村が行うものとする。ただし市町村において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市町村に供給するものとする。
- ・教科書については、県が市町村教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。

**ウ 授業料の減免、奨学金貸与の措置** 【県（文教部、総務部）】

- 被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずるものとする。
- 被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与が必要と認められる者については、貸付けについて特別の措置を講ずるものとする。

○ **エ 文化財の応急措置** 【県（文教部）・市町村】

- 文化財が被災した場合には、県は、地元教育委員会による被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- ・被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。
- ・被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- ・被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

- 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

- 文化財が崩壊した、あるいは崩壊する恐れがある場合、被害の程度によっては、復旧が可能であり、地元と連絡を取り合って保存の処置を進める。

【資料編Ⅱ-2-11-11】指定文化財集中場所

【資料編Ⅱ-2-11-12】指定文化財建造物

第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁）

(1) 県

ア 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ 育英補助の措置

被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市町村

市町村は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4 学校給食の実施（教育庁）

県は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。

また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（公財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

○ 5 文化財の応急対策（教育庁）

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ 市町村は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市町村を經由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ 市町村は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市町村等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

として重要な役割を担う。また、これらの機関が行う通常業務の中にも、災害時であっても業務継続が必要な業務がある。これらの災害対応業務や業務継続の優先度の高い通常業務を、発災後、適切に実施することが求められる。

したがって、第1章に定める首都中枢機関以外の国、地方公共団体やその他の防災関係機関についても、災害時においても必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、例えば業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しや計画の改訂などを行う。

## 6. その他配慮すべき対策

### (1) 長周期地震動対策の推進

首都地域を含む関東平野は厚い堆積層で覆われている。このような地盤条件のところでは、震源が浅く規模の大きい地震が発生した場合、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなることが確認されている。

また、首都地域は、高層建築物や石油コンビナート施設、長大橋など多数の長大構造物が存在する。このような構造物の固有周期は長く、長周期地震動が卓越する地震の場合は共振現象による影響を受けるおそれがある。そのため、国、関係機関は、長周期地震動、及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響についての専門的な検討を引き続き進めるとともに、必要に応じて長周期地震動対策の充実・強化を図る。

また、臨海部に集積する石油コンビナート地区では、隣接する市街地への被害影響を防止するため、国、地方公共団体、関係事業者は、石油タンクのスロッシングに伴う全面火災の防止対策を推進する。

### (2) 文化財保護対策の推進

首都地域には、美術工芸品を中心に国の重要文化財が多数保管されており、これらを地震災害から守ることも重要である。このため、国、関係機関は、所在情報のデータベース化を進めるとともに、文化財所有者の防災についての理解促進を図り、収蔵施設の耐震化を促進するとともに、落下・転倒による破損防止対策や火災焼失防止対策等を進めるほか、必要に応じて安全な場所への移転促進を図る。さらに、被災して損失した文化財を復元するための復元技術の高度化等を進める。また、文化財所有者は、観覧者等の安全確保対策を充実する。

## 第2節 膨大な数の避難者、帰宅困難者等への対応

### 1. 避難者及び帰宅困難者等に係る対策の前提となる施策

#### (1) 住宅・建築物等の耐震化・不燃化等の推進

耐震化・不燃化等による住宅・建築物等の被害の減少は、避難者の発生数の低減に寄与する。水道等のライフラインやエレベータの停止により自宅での居住が困難となるケースにおいても、これらの耐震化や早期復旧対策の実施は、同様に避難者数の低減に寄与する。

したがって、国、地方公共団体、関係事業者等は、住宅・建築物、ライフライン施設等の耐震化等を引き続き重点的に取り組む。

#### (2) 災害時要援護者に対する支援

地方公共団体は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等に基づき、災害時要援護者の避難支援を適切に行う。

また、災害時要援護者が外出時に地震に遭うと、様々な困難な状況に直面することが予想されるため、地方公共団体は、帰宅困難者等に係る対策の中でも災害時要援護者への対応を検討

第3章 安全な都市づくりの実現  
 第5節 具体的な取組 <予防対策>

オ 美術品等の落下・転倒防止

- 都生活文化局は、美術館・博物館等における収蔵品及び展示品等の落下・転倒を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。

2-4 文化財施設の安全対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
所 有 者 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施</li> <li>○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備</li> <li>○ 文化財防災点検表を作成</li> </ul>
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化財所在リストを整備</li> </ul>

(2) 詳細な取組内容

- 文化財防災点検表の点検内容（主要項目）は以下のとおりである。
  - ア 文化財周辺の整備・点検
    - ・ 文化財の定期的な見回り・点検
    - ・ 文化財周辺環境の整理・整頓
  - イ 防災体制の整備
    - ・ 防災計画の作成
    - ・ 巡視規則や要項の作成等
  - ウ 防災知識の啓発
    - ・ 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
    - ・ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
  - エ 防災訓練の実施
  - オ 防災設備の整備と点検
    - ・ 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
  - カ 緊急時の体制整備
    - ・ 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

2-5 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備</li> </ul>

- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

#### ○ (キ) 文化財施設

- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

#### ○ (ク) 都立文化施設・社会教育施設

- 都立文化施設・社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう都生活文化局及び都教育庁等関係機関との緊急連絡体制を確立する。

### 2-3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の応急対策

#### (1) 対策内容と役割分担

##### ア 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局	○ 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施
区 市 町 村	○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施

##### イ 治山施設等

機 関 名	対 策 内 容
都 産 業 労 働 局	○ 治山施設の被害状況の把握、施設の応急対策の実施
各 市 町 村	○ 被害情報を収集し都産業労働局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施

#### (2) 業務手順

##### ア 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

###### 《都建設局》

- 砂防施設（砂防堰堤、流路工、山腹工等）、地すべり防止施設（集水井、抑止杭、排水工等）、急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設

第3章 安全な都市づくりの実現  
 第5節 具体的な取組 <復旧対策>

エ 文化財施設

- 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区市町村教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

オ 都立文化施設・社会教育施設

- 都生活文化局及び都教育庁は、都立文化施設・社会教育施設について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。
- 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

1-3 二次的な土砂災害防止対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 区 市 町 村	○ 土砂災害防止対策の実施

(2) 詳細な取組内容

- 都及び区市町村は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。 [教育局]
- 県教育委員会は、教職員及び特別支援学校の児童・生徒分の食糧の備蓄及び更新を行います。 [教育局]
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、公立学校の施設・設備の安全点検を実施し、計画的に耐震補強工事を実施します。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災体制の整備を促進します。 [県民局]
- 私立学校は、各学校の状況に応じた避難訓練を実施します。
- 県は、私立学校の耐震診断、耐震補強工事に対して支援します。 [県民局]

## 2 防災教育の充実

- 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を作成し、公立学校に配付するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。 [教育局]
- 公立学校は、防災教育指導資料や津波防災に関する指導資料等を活用し、防災教育を進めます。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。 [県民局]

## 3 学校等における避難場所の開設

- 県は、避難場所に指定された県立学校等が災害時において有効に機能するため、県立学校等と市町村との役割分担や避難場所開設の方法等について、双方が連携して行う防災訓練等を通じて確認できるよう、連携の強化を図ります。 [安全防災局、教育局]
- 県は、避難場所に指定されていない県立学校等においても、災害時に適切な対応をとることができるよう、県立学校等と市町村との連携の強化を図ります。 [安全防災局、教育局]

## 4 文化財の保護

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため、地域における文化財の所在情報の充実、整理を行い、防災関係機関等と情報を共有するとともに、具体的な震災対策の検討を連携して進めます。 [教育局]



私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行います。

イ 児童・生徒等への支援

県及び市町村は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

入学者選抜等に際しては、交通機関等の影響を考慮し、日程変更や再受検の措置など、受検者間に不公平が生じないように、書類締切の延長や入学検定料納入の猶予、検査日程・会場の変更等を行います。

○ (9) 社会教育施設、文化財等

県及び市町村は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

○ (10) 歴史的公文書の修復等

県は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、市町村等に対して修復方法等の情報提供を行うとともに、職員派遣等の支援を行います。

(11) 災害救援ボランティアの活動支援

ア 災害時要援護者に対するボランティア活動支援

被災者が一時避難所から仮設住宅に移り、さらに自立できる人達から仮設住宅の退去が進む復興期においては、高齢者や障害者、親を失った子ども達など災害時要援護者の個別化が進み、個々の災害時要援護者をサポートするには、行政のみの対応では限界があります。

このため、県では、市町村や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。

イ 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要です。

こうしたことから、県は、市町村等と連携して、災害時要援護者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組みます。

(12) 情報提供、県民相談

県及び市町村は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

7 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む県民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した県民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税源を涵養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、住民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられます。

## 第33節 文化財の地震防災対策

【関係機関】 県教育委員会、市町村

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。
- イ 市町村は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。
- ウ 県は、文化財保護指導員の巡視報告や市町村からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市町村及び文化財所有者に対して、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。

#### (2) 文化財の種別毎の対策

##### ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。県及び市町村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

##### イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、県及び市町村の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

##### ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市町村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

### 2 県民・地域等の役割

#### (1) 県民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

#### (2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

#### (3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、

緊急時における対応体制を確立しておく。

### 3 県の役割

#### (1) 指定文化財等への対策

##### ア 国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復や災害時の対応に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

##### イ 市町村指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市町村を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

#### ○ (2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市町村を通じて支援や助言を行う。

### 4 市町村の役割

#### (1) 指定文化財への対策

##### ア 国及び県指定等文化財

各市町村内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

##### イ 市町村指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

#### ○ (2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

#### (3) 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 各市町村内に所在する文化財の現状把握
- ・ 文化財所有者・管理者に対しての災害予防に関する指導及び助言
- ・ 災害時における文化財に係る対応方法の啓発及び指導

## 第30節 文化財応急対策

【関係機関】 県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市町村等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- イ 文化財所有者は市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。
- ウ 市町村は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- エ 県は、市町村や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

#### (2) 文化財の種別毎の対策

##### ア 建造物

文化財所有者は、余震・降雪等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市町村はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

##### イ 美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・收藏されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

##### ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市町村はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

### 2 県民・地域等の役割

#### (1) 県民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・

協力を行う。

## (2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

## (3) 文化財所有者及び管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市町村教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

# 3 県の役割

## (1) 指定文化財等への対策

### ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

### イ 市町村指定等文化財

市町村教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

## ○ (2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市町村を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

# 4 市町村の役割

## (1) 指定文化財への対策

### ア 国及び県指定等文化財

各市町村内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

### イ 市町村指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

## ○ (2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に

応じる。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 各市町村内に所在する文化財の被害状況把握
- ・ 被災文化財所有者・管理者に対する協力と支援体制の確認
- ・ 被災文化財の応急的な修理・修復に係る指導と支援

## イ 公共建築物等の耐震性確保

(ア) 高齢者、障害者、乳幼児等が入(通)所している社会福祉施設、介護保健施設や社会教育施設の管理者は、施設の耐震診断を行い、必要に応じて補強し耐震性の向上に努める。

また、国立学校の耐震調査及び改築整備を国等に要望するとともに、私立学校に対しても耐震性の強化を指導する。

(イ) 国指定文化財及び県指定文化財については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」に基づき、点検・整備を行うほか、美術館、博物館に展示收藏されている資料の破損防止を図るため、展示照明器具、展示方法、收藏設備等について耐震診断を行い、必要に応じて補強する。

## ウ 住宅の耐震性能向上

本県においては、平成 20 年の時点で、368,800 戸の住宅のうち、耐震基準が強化される昭和 55 年以前に建設された住宅が約 148,700 戸存在している。

県は、住宅の耐震性向上のため、市町村及び関係団体と連携し、耐震化の普及啓発を図る。また、新築時における適正な施工方法等について必要な指導等を行うものとする。

## エ 建築物の落下物対策及びブロック塀等の倒壊防止

県は、建築物における天井の崩落防止等の落下物対策、ブロック塀等の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者や施工業者に対して指導啓発に努めるものとする。

## (2) 耐震診断、耐震改修の促進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、店舗、ホテル、工場、その他多数の者が利用する建築物で、階数が3階以上で、床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもののうち地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しなくなった「特定建築物」の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努力義務が課せられている。

県及び富山市、高岡市は、管内の特定建築物の耐震診断、耐震改修を的確に実施するため、必要があると認めるときは、国土交通大臣の定める指針を勘案して、特定建築物の所有者に対して耐震診断、耐震改修について必要な指導・助言及び指示を行うものとする。また、特定建築物以外の建築物で緊急通行確保路線等沿いにあり、倒壊により緊急輸送に障害を及ぼすおそれのある建築物の所有者に対しては、耐震診断、耐震改修の啓発に努める。

県は、特定建築物の所有者が耐震診断の自己点検を促進するためのパンフレット等を活用するとともに、耐震診断技術者の養成を進め、耐震診断に関する相談窓口を、(一社)富山県建築士事務所協会等の協力を得て開設する。

## (3) 耐震性向上の支援措置

県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定により作成した耐震改修促進計画に基づき、下記による各支援措置を実施する。また、(一社)富山県建築士事務所協会の協力を得て、当該協会内に「富山県耐震診断等評定委員会」を設置し、耐震診断や耐震改修の技術の向上を図るほか、関係団体に対して、建築物耐震診断技術者の養成・技術向上のための講習会及び一般県民向け講習会の開催を支援し、耐震化に関する知識の普及に努める。

### 3 卸売市場（県農林水産部）

地震により卸売市場の施設が被害を受けたときは、被害状況を調査し、復旧のための対策を速やかに講ずる。

特に、卸売市場は、県民への生鮮食料品等の供給基地としての役割上、速やかに復旧する必要がある。道路復旧等について関係機関に対し協力要請を行う。

### 4 学校教育施設等（県教育委員会、市町村）

#### (1) 学校教育施設

復旧計画（「第3章第20節第1 応急教育等」参照）に基づき、速やかに復旧工事を行う。市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

#### (2) 社会教育施設

社会教育施設についても、所要の被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。市町村立の社会教育施設についても、同様の措置が講じられるよう指導を行うものとする。

### 5 文化財（県教育委員会、市町村）

(1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。

(2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を経由して文化庁長官へ報告しなければならない。

(3) 県及び市町村は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。



- a ガス事業者の初動体制
  - b 相互の連絡通報体制の確立
  - c ガス漏れ現場における密接な連携
  - d 初動時におけるガス供給停止
  - e 必要資料の提供
- ウ ガス事故の防災対策
- (ア) 消防機関、警察、ガス事業者及びビル管理者の連携、協力により防災活動を実施する。
  - (イ) ガス漏れ発見後は速やかに周辺地区住民の避難誘導及び立入禁止措置をとる。
  - (ウ) ガス漏れ個所を速やかに探知し、元栓を止めてガスの流出防止を図る。
  - (エ) 流出したガスは、排煙設備等により大気中へ拡散を図る。

#### ○ 4 文化財災害予防

##### (1) 建築物等予防対策

指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者・管理者等を指導する。

- ア 防災管理の体制を整備する。
- イ 環境の整理整頓を実施する。
- ウ 火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。
- エ 火災、震災の危険のある個所の早期発見と施設の改善を行う。
- オ 火災警戒は、特に厳重に行う。
- カ 消火設備を完備する。
- キ 警報設備を完備する。
- ク 消防用水の確保措置を講ずる。
- ケ 消防車両の進入道路を確保する。
- コ 消火へい、防火帯を設ける措置をする。
- サ 消火壁、防火戸を設置する。
- シ 自衛消防組織の訓練を実施する。
- ス 震災等に対処するため、木造建築物の点検及び応急資材の準備をする。

##### (2) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置をとるよう指導する。

##### (3) 史跡、名勝、天然記念物等予防対策

- (1)、(2)同様の措置をとる。

なお、地震が発生しても、人命に被害の及ばぬよう平常時の管理を万全にするよう指導する。

##### (4) 事前対策

#### ○ ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財的価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

#### イ 耐震対策

県教育委員会及び市町教育委員会は、文化財の地震被害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、耐震対策の必要性を啓発する。

県教育委員会は、自らが管理する文化財の耐震対策を実施するほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。

文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

○ ウ 民間団体との連携

県教育委員会又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

県及び市町は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導に努める。

6 家具等転倒防止対策

県及び市町は、地震動による家具等の転倒被害を防止するため、「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを住民に周知し、日頃から住民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及啓発に努める。

7 落下物防止対策

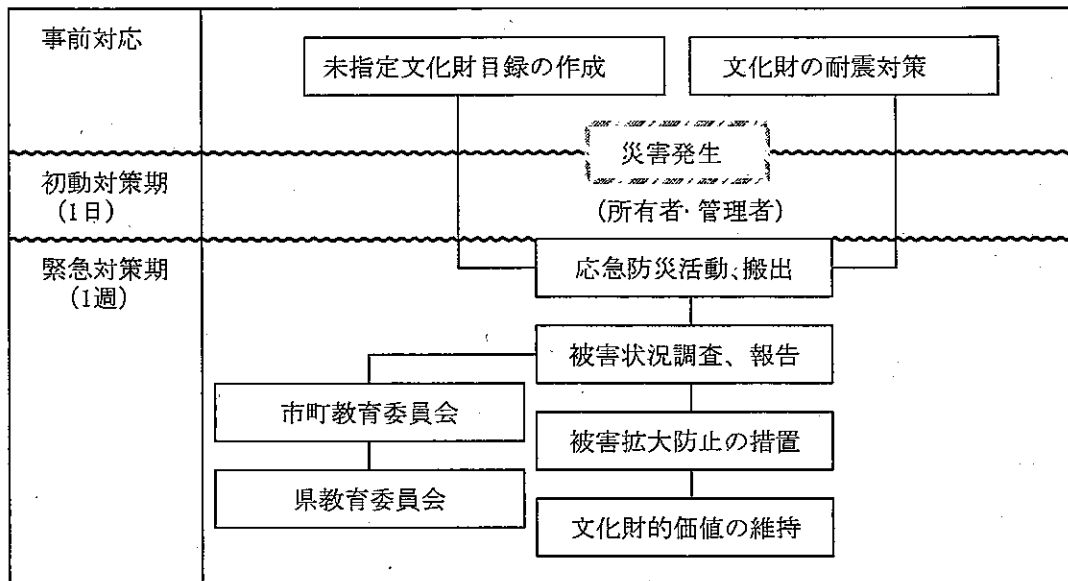
県及び市町は、地震動による天井材等の非構造部材の脱落による被害を防止するため、点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

8 エレベーター閉じ込め防止対策

県及び市町は、地震動によるエレベーター閉じ込め等を防止するため、点検、改修の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

## 文化財対策のフロー

(県・市町教育委員会)



## 12 文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、地震発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

## (1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。

その際、県教育委員会又は市町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生した時には、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

## (3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された時には、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

建築物、無窓建築物および火気使用室等は、その壁および天井の仕上げについて、防火材料を使用するよう指導を行う。

(2) 火災予防査察の強化

消防機関は、消防法に規定する予防査察を消防対象物の用途および地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所を発見に努め、予防対策の強化を図る。

(3) 防火管理者制度および防災管理者制度の推進

消防機関は、消防法第8条および第36条の規定に基づき、選任されている防火管理者および防災管理者に対し、防火対象物および防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火および防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(4) 消防設備士の資質の向上

県は、消防設備士に対し、消防用設備等に関する技術の進歩に対応した資質を備えさせるため、消防設備士講習を実施する。

(5) 自主防火体制の強化

消防機関は、事業所等の自衛消防組織の育成を図るとともに、自主防災組織の育成等地域ぐるみの自主的防火体制づくりを積極的に推進する。

(6) 住宅防火対策の推進

県および消防機関は、住宅火災の発生防止や住宅火災による被害を軽減するため、関係機関や団体と協力して防火意識の啓発や住宅防火診断の実施等の住宅防火対策の推進を図るものとする。

(7) 防火思想の普及

消防機関は、関係機関や団体と協力して、あらゆる機会を利用し、地域住民に対し、防火思想および知識の普及徹底を図る。

第4 文化財火災予防対策

指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について、県教育委員会、市町教育委員会、消防機関等は、協力して所有者、管理者等を指導し、周知徹底を図るものとする。

(1) 防火施設の整備

- ① 消火設備、警報設備等を整備する。
- ② 避雷装置を設置する。
- ③ 消防用水の確保措置を講ずる。
- ④ 消火活動を容易にするため進入道路を確保する。
- ⑤ 防火扉、防火帯、防火壁、防火戸等を設け延焼防止の措置を講ずる。

(2) 自主防火体制の整備

- ① 防火管理体制を整備し管理の万全を図る。
- ② 環境の整理、整とんを図り、火気の発見を容易にする。
- ③ 火気の使用を制限し、または禁止させる。
- ④ 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。
- ⑤ 火災警戒は定時に巡視し厳重に実施する。
- ⑥ 自衛消防組織を結成し計画的な訓練を実施する。

**第5 児童生徒の教育機会の確保に関する事項**

- (1) 被災による家屋の全壊、半壊および流失等のため就学困難となった生徒に対する学資貸付金については、独立行政法人日本学生支援機構との連携を図り、必要な措置を講ずる。
- (2) 県立高等学校の専攻科の被災生徒に対しては、福井県立高等学校授業料の減免に関する規則第3条により授業料の全額または一部を免除する。
- (3) 教育関係見舞金品の配分については、県、市町および学校法人の代表者が協議し、各々の学校の被害程度、在籍生徒数、見舞品目等を総合的に判断して実情に応じた配分を決定する。

**○ 第6 文化財保護対策**

- (1) 文化財について災害が発生した場合には、所有者（管理責任者）は速やかに文化財保護法（昭25年法律第214号）および福井県文化財保護条例（昭34年福井県条例第39号）の規定に基づき、地元市町教育委員会および県教育委員会へ届出（報告）しなければならない。  
届出（報告）の方法は書類によらなければならないが、その事前に電信、電話などの方法により速やかに知らせるようにする。
- (2) 県教育委員会（生涯学習・文化財課）は前項の届出（報告）を受けた場合には直ちに文化庁長官に届出（報告）する（国指定物件）とともに、係員を現地に派遣するなどして被害状況を収集し適切な処置を講ずる。

**第7 災害救助法が適用された場合の学用品の給与**

- (1) 給与の実施
  - ① 災害救助法が適用された場合、知事の救助事務を委任された市町長が行うものとする。
  - ② 教科書については、必要に応じ教育部の協力を得て一括購入のうえ、所轄学校長を通じて支給することもある。
- (2) 配分基準
  - ① 教科書  
無償供与
  - ② 文房具および通学用品  
知事が定める額
- (3) 期間  
教科書については災害発生の日から1カ月以内、文房具および通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

**第8 市町地域防災計画で定める事項**

- (1) 応急教育計画  
県の計画に準じて作成するものとするが、隣接市町との応援について留意すること。
- (2) 学校給食計画
- (3) 保健厚生計画
- (4) その他の必要な事項

## 第8節 文化財災害予防対策

### 1 保護の対象

(平成25年3月現在)

区分	国指定		県指定	
	件数	内訳	件数	内訳
有形文化財	106	建造物51(内国宝2) 美術工芸品55(内国宝3)	337	建造物63 美術工芸品274
無形文化財				
民俗文化財	4	無形3 有形1	28	無形16 有形12
史跡	13		28	
名勝	6	特別名勝2 名勝4	5	
重要伝統的建造物群	1			
天然記念物	34	特別天然記念物3 天然記念物31	109	
合計	164		507	

### 2 文化財保護対策

#### (1) 国指定の文化財

文化庁、県及び市町村の教育委員会は「文化財保護法」によって指定された国宝等の文化財が適切に保存されるよう取り組んでいる。

#### (2) 県及び市町村指定の文化財

「県文化財保護条例」及び「市町村文化財保護条例」によって指定された文化財の保護は、それぞれの自治体が独自に重要な文化財を指定し適切に保存されるよう取り組んでいる。この場合、同一物件が同時に国、県、市町村指定となることはない。

#### (3) 文化財の管理責任

ア 文化財の管理については、所有者及び管理責任者にその責任を義務づけている。  
イ 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、所在地の市町村教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財は県教育委員会に届け出るものとする。

### 3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設(防火施設、保存庫)については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金の率は、国指定では50%から85%、県指定では50%が上限である。

## 第9節 原子力災害予防対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも本県の地域は含まれていない。本県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、本県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後と

## 第25節 建築物災害予防計画

### 第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

### 第3 計画の内容

#### 1 公共建築物

##### (1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

##### (2) 実施計画

###### ア【県が実施する計画】

###### (ア) 県有施設の耐震診断及び耐震改修の実施（全機関）

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。

###### (イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（建設部）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

###### (ウ) 防火管理者の設置（全機関）

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

###### (エ) 県有施設を新築又は建て替える場合の措置

県有施設の新築又は建て替えに当たっては、「県有施設の耐震対策要綱」に基づき建築する。

###### (オ) 緊急地震速報の活用

県が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。（県有施設管理部局）

###### イ【市町村が実施する計画】

###### (ア) 市町村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

震災対策編 第2章第25節  
建築物災害予防計画

て改修工事を行うよう指導するものとする。

- b ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに、既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をするものとする。
- c 屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行うものとする。

(イ) (ア)以外の市町村

屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

ウ【住民が実施する計画】

- (ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。
- (イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする。

○ 4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国、県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。



## 第29節 建築物災害応急活動

### 第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 公共建築物

##### (1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

##### (2) 実施計画

###### ア【県が実施する対策】

- (ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。(全機関)
- (イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとる。(県有施設管理部局)
- (ウ) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。(建設部)

###### イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。
- (イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

###### ウ【関係機関が実施する対策】(全機関)

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。

#### 2 一般建築物

##### (1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措

震災対策編 第3章第29節  
建築物災害応急活動

置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

- (ア) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。
- (イ) 市町村から、被災住宅の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害の状況を把握し、被災住宅の応急危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置をとるものとする。
- (イ) 災害の規模が大きく、市町村において人員が不足する場合は、応急危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- (ウ) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進するものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置をとるものとする。

○ 3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(教育委員会)

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

ウ【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

## イ 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

## (5) 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図るものとする。

なお、県及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

## (6) 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災に必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- a 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- b 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考える。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。
- c 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。
- d 訓練は毎学期1回程度実施する。
- e 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。
- f 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。
- g 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。
- h 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

## ○ 第2項 文化財保護対策

## 1 方針

大規模地震災害発生時には建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想され、被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図る。

## 2 実施責任者

県

市町村

指定文化財等の所有者又は管理者

## 3 実施内容

## (1) 防災思想の普及

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財に対する県民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図るものとする。

(2) 文化財施設の予防対策

ア 指定文化財等の所有者及び管理者

指定文化財等の所有者及び管理者は、施設を地震災害から保護するため、不燃化、耐震化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

イ 県、市町村

- a 国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。
- b 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を配備し、大規模地震災害時に備える。
- c 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために文化財の防災の手引きを発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。
- d 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- e 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。
- f 文化財の保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

(3) 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期するものとする。

(4) 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立するものとする。

県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

学校施設の被害があったときは、速やかにその状況を調査し、県に報告する。

イ 被災児童生徒等の調査

児童生徒等及び教職員等の属する世帯の住家の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

ウ 被災生徒に対する育英補助及び授業料軽減補助

県から通知があったときは、育英補助及び授業料軽減補助を希望する被災生徒に対して周知徹底を図る。

(6) その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

○ 第2項 文化財、その他の文教関係の対策

1 方針

地震災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

県

市町村

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者

3 実施内容

(1) 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生した時、被害の状況を市町村に報告するものとする。

(2) 公民館その他社会教育施設の対策

市町村は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

(3) 文化財の対策

県及び市町村は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導するものとする。

静岡県地震防災センターによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県地震防災センターは、地震防災に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、県民及び自主防災組織等の地震防災に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。</li> <li>・地震防災に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。</li> <li>・大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</li> </ul>				
社会教育を通じた啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。</li> <li>・文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>啓発内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に対する一般的な啓発に準ずる。</li> <li>・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td>・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</td> </tr> </table>	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に対する一般的な啓発に準ずる。</li> <li>・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</li> </ul>	手段・方法	・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に対する一般的な啓発に準ずる。</li> <li>・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</li> </ul>				
手段・方法	・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。				
各種団体を通じた啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。</li> <li>・これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。</li> </ul>				
自動車運転者に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。</li> <li>・県は、警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。</li> </ul>				
防災上重要な施設管理者に対する教育	<p>県は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p>				
相談窓口等	<p>県は、それぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に応ずる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>総括的な事項</td> <td>危機管理部、各地域危機管理局</td> </tr> <tr> <td>建物等に関する事項</td> <td>建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）</td> </tr> </table>	総括的な事項	危機管理部、各地域危機管理局	建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）
総括的な事項	危機管理部、各地域危機管理局				
建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）				

#### (4) 市町防災担当者研修会の実施

県は、災害応急対策の推進に当たり、中心となる市町の防災担当職員を対象に次の事項を内容とする防災事務研修会を実施する。

研修事項	ア 気象状況の知識
	イ 救急・救出の実務
	ウ 非常無線の取扱方法
	エ 災害危険箇所に関する知識
	オ その他防災に関すること

#### (5) 防災対策研究の国際的な情報発信

- 災害から得られた知見や教訓を国際交流等の場を通じて諸外国に広く情報発信・共有するように努めるものとする。

#### 4 市町の実施事項

- 市町長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。
- 市町は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。
- 啓発内容については、概ね県の例による。

## ○ 1.7 文化財等の耐震対策

- 文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。
- 県は上記の取組を支援するため、本県独自の耐震診断指針である「予備基礎診断」の担い手を育成し、所有者・市町等の依頼に応じて派遣する。

必 要 な 対 策	
ア	文化財等の耐震措置の実施
イ	安全な公開方法、避難方法の設定
ウ	東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
エ	地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
オ	文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
カ	地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

## 第4節 文化財の保護

### 1 県（教育委員会）及び市町村における措置

- (1) 防災思想の普及  
文化財に対する県民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する指導・助言  
管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
- (3) 連絡・協力体制の確立  
災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (4) 適切な修理の実施  
適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (5) 防火・消防施設等の設置  
自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (6) 文化財及び周辺環境整備  
文化財並びに周辺環境整備を常に実施する。

### 2 平常時からの対策

- (1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握につとめる。  
なお、防災台帳の内容は次のとおりとする。
  - ア 所有者名 ・所在地 ・連絡先 ・所轄消防署名
  - イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他）
  - ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺環境、収蔵庫の状況、その他）
  - エ 所在地内の地図 ・周辺地図 ・広域地図
- (2) 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を県下3箇所（箇所）に配備し、大規模災害時に備える。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

### 3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止につとめる。

### 4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

### 5 応急協力体制

県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保につとめるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。



## ○ 7 国・県・市町指定の文化財の保護

## (1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

市町指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会に報告する。

## (2) 応急対応

国・県・市町指定等文化財が被害を受けたときは、市町教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

## 【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 被害状況の報告
- (2) 応急教育の方法
- (3) 教育実施者の確保
- (4) 学用品の給与
- (5) その他必要な事項（休校園措置、給食の措置等）

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

## 1 応急教育の実施判断（私立学校管理者）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策を取り、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 私立学校施設の危険度判定を行う。
- ② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ③ 施設の安全が確保できない等により応急教育が長期間実施できない場合は、県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等の公立学校等への一時編入等を要請する。
- ④ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない場合は、県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

## 2 教職員の確保（私立学校管理者）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、非常勤講師等の任用などを行う。

## 3 被災児童生徒等の保健管理（私立学校管理者）

私立学校では、教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

## 4 授業料の減免等の判断（私立学校管理者）

「＜県が実施する対策＞5 授業料の減免等」に準ずる。

## 5 学校施設等の一時使用措置（私立学校管理者）

「＜県が実施する対策＞1 県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

## ○ ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市町教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

昭和 56 年以前の建築物に対し耐震診断補助制度を設け耐震化の促進を図るとともに、特に耐震診断が義務付けられた建築物については重点的に取り組む。

(5) 建物等に付属する施設等の安全性の向上

市街地においては、震災時に煙突、看板、屋外広告塔など建物に付属する構造物の落下により人的な被害が生じる恐れがあることから、付属物、工作物の安全対策の啓発に努める。

また、ブロック塀の安全性確保および特定天井の脱落対策について建築基準法に基づく改修の指導を行う。

○ (6) 文化財の耐震化の推進

① 文化財の耐震化等

本県の国指定有形文化財は 811 件で、これは東京、京都、奈良に次ぐ全国で四番目の保有数であり、これら文化財を地震から守るため、以下の対策を推進する。

ア 建造物は、老朽化や腐朽、破損度合の大きい順に耐震補強、解体修理等を実施する。

イ 建造物、美術工芸品とも防災施設整備事業を推進する。

ウ 美術工芸品は耐震保有施設の設置等を推進する。

エ 公益財団法人滋賀県文化財保護協会の融資制度を活用し修理や防災施設の整備を推進する。

オ 文化財の所有者または管理団体に対する防災措置等の指導を行う。

② 文化財周辺の環境整備

県および市町は、文化財保護対策の観点にも留意し、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを進め、文化財周辺の環境整備の推進に努めるものとする。

【滋賀県の文化財の状況】

(平成 26 年 1 月末現在)

文化財の種別	文化財指定種別			文化財構造種別		
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計
指定建造物	182	80	262	236	26	262
指定美術工芸品	634	247	881	—	—	—
合計	816	327	1,143	—	—	—

●重要伝統的建造物群 3 地区

●登録有形文化財（建造物） 340 件

## ○ 6 文化財の保護計画（文化財保護課）

- (1) 文化財が被災した場合は、その所有者および管理団体は、ただちに所轄の消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、市町本部（教育委員会）に報告する。市町本部（教育委員会）は、その結果を取りまとめの上、県指定の文化財にあつては県本部（教育委員会）へ、国指定の文化財にあつては県本部（教育委員会）を経由して文化庁へ報告しなければならない。
- (2) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。

---

**【参考編参照】**

- ・ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人プレハブ建築協会）
- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（一般社団法人滋賀県建設業協会）
- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（一般社団法人滋賀県電業協会）
- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県電気工事工業組合）

## ○ 第12章 文化財災害予防計画

(府文化環境部、府教育庁)

### 第1節 現状

#### 第1 建造物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に623棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている577棟のうち、未設置のものは23棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録文化財建造物は446棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の305棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。

#### 第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は414社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは199社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。

なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。

また、府指定・登録文化財は、現在183所有者、262件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の189件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る139件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。

[市町村別の指定件数は、資料編2-13参照]

#### 第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は133件、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は61件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。

[年次別の指定件数は、資料編2-14参照]

#### 第4 重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区は府内に7地区あるが、総合的な防災設備の設置が進められている。

#### 第5 文化的景観

府内に国選定重要文化的景観は1件、府選定文化的景観は9件選定されている。

## 第2節 計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進する。

## 第3節 計画の内容

### 第1 建造物

防災施設設備の対象として、第一に各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自火報設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

### 第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐火のものであるが、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自火報設備、消火設備、避雷針等の施設を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

### 第3 史跡、名勝、天然記念物

指定地域内の史跡、名勝、天然記念物の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

### 第4 重要伝統的建造物群保存地区

総合的な防災設備の設置の促進について、市町に指導助言を行う。

### 第5 文化的景観

重要文化的景観又は府選定文化的景観選定地域内にある建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。

### 第6 文化財保護対策

- 1 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。
- 2 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。
- 3 文化財防火デー等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。
- 4 文化財の防火に関係のある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。

## 第7 補助金及び融資

### 1 補助金

府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び修理事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定登録、府指定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

### 2 融 資

財団法人 京都府文化財団の行う融資制度

長期 10年償還 低利（年利 1.2%）

融資対象は補助金事業に準ずる

## ○ 第25章 文化財等の応急対策

文化財の所有者及び管理者を対象に、平常時からの防災対策、災害発生時から復旧段階における行動の指針等が示された防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を整備し、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を行う。

また、地震によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後適切な応急措置を速やかに講じる。

第1 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

第2 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

第3 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

第4 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。



## 第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、府民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

### 第1節 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

各機関

#### 1 住宅その他の建築物の耐震化の推進

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、防災関係機関は、住宅等の耐震化を促進するとともに地域全体の耐震化の推進を図るため、次の対策を進める。

- (1) 住宅の耐震化に関する意識啓発
- (2) 住宅の耐震補強や建て替えを促進する対策の実施
- (3) 耐震性の高い住宅ストックの形成の誘導
- (4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

#### 2 公共施設等の耐震化の推進

##### (1) 防災上重要な府有施設の耐震化

府は、防災上重要な府有施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針を策定する。

府は、この耐震化実施の方針に則り、計画的に耐震診断を実施し、耐震改修が必要とされた施設の耐震改修を推進する。

##### (2) 府以外の防災関係機関においても、市役所、消防署その他関係公所等災害時の拠点となる施設及び多数の者が利用する施設について、(1)に準じ、耐震化対策を推進する。

##### (3) 道路・鉄道・港湾・ライフライン等主要な施設の耐震化

道路、鉄道、港湾、ライフライン等主要な施設の管理者は、必要に応じ耐震点検を行う等耐震対策を計画的かつ速やかに実施する。

【震災編第2編第1章参照】

## ○ 第2節 文化財保護対策の実施

府文化環境部、教育庁、市町村

文化財はひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の被災を防止することが不可欠である。

京都府内には、貴重な国民的財産である文化財が数多く存在しており、南海トラフ地震等大規模災害時においても失することのないよう、次の文化財保護対策を実施する。

#### 1 文化財の所有者又は管理者は、次の対策を講じる。

- (1) 建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、安全な保管場所での保管等適切な対策の実施
- (2) 火災延焼から文化財を保護するため、消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置
- (3) 消火・防災訓練の実施
- (4) 発災後の安全な場所への迅速な移動

#### 2 府及び市町村は震災編第2編第12章に基づく対策を推進するほか、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

【震災編第2編第12章参照】

び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- 1 府建築基準法施行条例による、避難規定等の適用
- 2 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）及び高層建築物等の防災計画書作成指導）の推進
- 3 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

## ○ 第5 文化財

府及び市町村は、府民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- 1 府民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- 2 所有者等に対する防災意識の徹底
- 3 予防体制の確立
  - (1) 初期消火と自衛組織の確立
  - (2) 防災関係機関との連携
  - (3) 地域住民との連携
- 4 消防用設備の整備、保存施設等の充実
  - (1) 消防用設備等の設置促進
  - (2) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

## 第6 ライフライン・放送施設災害予防対策

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

- 1 上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）
 

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

  - (1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、また、工業用水道については「工業用水道施設設計指針」（一般社団法人日本工業用水道協会）に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
  - (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
    - ア 浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
    - イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
    - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
  - (3) 浄水池・配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。

## 2 避難及び立入制限

原子力事業者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

## ○ 第4 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市町村教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。府教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市町村教育委員会を經由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

## 第1節 計画の趣旨

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第40条の規定に基づき、兵庫県の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）に規定する石油コンビナート等特別防災区域を除く。）に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 兵庫県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害予防に関する計画
- (3) 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等災害応急対策に関する計画
- (4) 公共土木施設復旧事業の実施等災害復旧に関する計画
- (5) 復興本部の設置等災害復興に関する計画

### 2 計画の基本的な考え方

#### (1) 減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

災害対策の実施にあたっては、最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を適時、的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。

#### (2) 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、県民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。

#### (3) 新しい「災害文化」の確立

阪神・淡路大震災など、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災害文化」の確立を図ることとする。

#### (4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

災害対策の実施にあたっては、県民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がその役割を果たすとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災の取り組みを推進することとする。併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって対策をとらなければならない。

その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者（災害対策基本法第8条に規定する「要配慮者」。以下同じ。）の参画を促進することとする。

また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、災害時要援護者や女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

### 3 計画の性格と役割

- (1) この計画は、地震災害（地震に伴う津波災害も含む）に関して、県、市町その他の防災関係機関さらには

イ 県教育委員会は、市町組合教育委員会等から災害により補給を要する教科書の状況についての報告を県教育事務所を通して受け、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示をすることとする。

### (3) 心の健康管理

#### ① 被災児童生徒への心のケア

ア 教職員によるカウンセリング

イ 電話相談等の実施

ウ 教育相談センター、健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関との連携

#### ② 教職員の心の健康管理

ア 災害救急医療チーム派遣制度の確立

イ グループワーク活動の展開

### (4) 教育施設の応急復旧対策

県、市町等は、災害発生後、速やかに被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じることとする。

#### ① 県立諸学校

ア 県立学校長は、軽易な復旧を判断・実施し、県教育委員会に報告することとする。

イ 業者を必要とする復旧は、県教育委員会の指示により行うこととする。

#### ② 市町立諸学校

ア 市町は、被害状況を県教育事務所を経由して県教育委員会に報告することとする。

イ 市町は、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行うこととする。

#### ③ 社会教育施設

ア 県の施設管理者は、被害状況を県教育委員会に報告することとする。

イ 県の施設管理者は、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行うこととする。

ウ 市町は、市町教育委員会の管理する施設について、被害状況を県教育事務所を経由して県教育委員会に報告することとする。

#### ④ 指定文化財等

国・県・市町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、所轄市郡町組合教育委員会を経由して、県教育委員会に報告することとする。

また、指定文化財等の被災程度が大きい場合、県教育委員会は、文化庁に支援を依頼する。その結果、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が、関係団体（美術館・博物館、都道府県、市町村）の協力により、立ち上がり、応急復旧対策を行うことになる。

### (5) 学校の防災機能の強化

教育委員会は、学校が災害時にその機能を損なうことのないよう、防火性等の強化、設備・備品等の安全管理、ライフラインの整備、情報通信基盤の整備、学校給食施設の機能強化等を推進することとする。

なお、避難所として指定を受けた学校の整備については、必要により、市町と十分協議調整を図ることとする。

### (6) 防災教育の推進

(→「防災に関する学習等の充実」の項を参照)

## 第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策

〔実施機関：県企画県民部管理局、県企画県民部災害対策局、県病院局、県教育委員会、市町〕

### 第1 趣旨

県、市町が管理する公共施設等における津波避難に関わる対策について定める。

### 第2 内容

#### 1 不特定多数の者が利用する施設

県、市町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。

なお、津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

#### 【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による防災対策計画作成義務施設】

劇場、映画館、飲食店、百貨店等店舗、旅館・ホテル、病院、図書館・博物館・美術館、公衆浴場、車両の停車場、船舶・航空機の発着場、神社・寺院・教会、駐車場、地下街、文化財として指定された建造物等

#### (1) 各施設に共通する事項

##### ① 津波警報等の入場者等への伝達

<留意事項>

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること

(イ) 避難地や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

##### ② 応急対策を実施する組織の確立

##### ③ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

##### ④ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

##### ⑤ 出火防止措置

##### ⑥ 水、食料等の備蓄

##### ⑦ 消防用設備の点検、整備

##### ⑧ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

##### ⑨ 防災訓練及び教育、広報

#### (2) 個別事項

##### ① 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすもの

その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講ずることとする。

##### ② 動物園等

危険動物の動物舎への収容等津波避難への支障の発生を防止する等の観点から所要の処置を講ずること

## ○ 第33節 文化財災害予防計画

(教育委員会)

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定及び県指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、火災、風水害等だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

### 第1 基本計画

#### 1 保存整備事業の推進

県は、文化財の保存修理による性能維持、および防災設備や施設（警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等）の設置、改修等の事業に対し補助金を交付し、整備を促進する。

#### 2 管理状況の把握

県は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握につとめるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

#### 3 所有者・管理者への指導・助言

県は、文化財の所有者・管理者に対し日常における災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言をおこなう。

#### 4 文化財防災思想の普及活動及び地域協力体制の構築

県は、「文化財防火デー・週間」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を進め、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財防火予防に関する認識を高めるとともに災害時に協力する体制づくりを促す。

#### 5 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

○ 県は、文化財防災のための連絡会議を設置し、消防、警察、市町村、近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

### 第2 文化財種別対策

#### 1 建造物

防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備の推進。風水害に備えた周辺環境整備。破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能

維持に努める。

また、重要伝統的建造物群保存地区などにおいて、総合的な防災設備の設置が進むよう市町村に指導助言を行う。

## 2 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設の推進。

## 3 史跡、名勝、天然記念物

記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

### 第3 災害別対策（文化財災害予防対策）

災害別	予防方法	予防対策
1. 火災	1. 防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	1. 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 2. 既設設備の日常的な点検による維持管理
	3. 消火設備の充実強化	1. 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 2. 5 既設設備の日常的な点検による維持保全。改修による耐震性能強化。
	4. その他	1. 火元の点検、巡視・監視の励行 2. 環境の整備と危険箇所の点検 3. 火気使用禁止区域の制定及び標示 4. 消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練 5. 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯 6. 収蔵庫等耐火建築物への収納



## 地震編 第2章 災害予防計画

2. 風水害	1. 環境整備	1. 倒壊、折損の恐れのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2. 排水設備及び擁壁・石垣の整備
	2. 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張網等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	2. 避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
4. 漏電	屋内外の電気設備の整備	1. 定期的な設備点検の実施 2. 漏電火災警報機の設置 3. 不良配線の改修 4. 安全設備の設置と点検
5. 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1. 定期点検による早期発見 2. 環境整備 3. 防虫処理
6. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	1. 温・湿度の定期的測定 2. 保存箱・収蔵庫への収納 3. 有害光線の減衰 4. 扉の適時閉塞
7. 全般	(全般)	1. 防災訓練の見学と学習 2. 防災施設の見学 3. 防災講演会の実施 4. 防災・防犯診断の実施 5. 各種設置機械類の機能検査 6. 文化財管理状況の把握 7. 文化財の搬出避難計画の検討 8. 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9. 災害時（大規模停電等）の警備体制検討
	(防犯対策の強化)	1. 施錠 2. 入口・窓等の補強 3. 柵・ケース等の設置 4. 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5. 記帳等による参観者の把握 6. 監視人の配置 7. 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

## ○ 第35節 文化財災害応急対策

(教育委員会)

文化財への応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないように、被害の拡大を防がなければならない。応急的な復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

### 第1 災害状況の把握

- 1 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに市町村教育委員会を通じて、県教育委員会へ報告する。

なお災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は市町村教育委員会を通して、その旨を県教育委員会に報告する。県教育委員会は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。

- 2 県教育委員会は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財については直ちに文化庁に報告する。

### 第2 被害状況の調査と応急措置

- 1 県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。
- 2 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。ただし国指定文化財の応急措置については文化庁へ実施した内容を報告する。

### 第3 復旧対策

別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、県教育委員会は所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし国指定文化財については文化庁の指導を受ける。

(「第2章第13節 建築物等災害予防計画」第5参照)

#### ○ 第4 大規模災害における応急対策

県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、近隣府県等（文化財保護関係機関を含む。以下同じ。）への応援を要請する。

##### 1 事前準備

被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し近隣府県等との十分な情報交換に努める。

- (1) 指定文化財等の目録・地図を作成し、近隣府県文化財主管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。
- (2) 目録・地図は個別指定文化財の所在地・種別・規模・員数等を記入し、定期的にデータの更新を行う。
- (3) 被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県と共有する。
- (4) 災害時に迅速な情報交換が可能なように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

##### 2 支援要請

- (1) 災害時において、被害状況から応援を必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整をはかる。
- (2) 必要とする応援の内容については、支援府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただしそのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。
- (3) 応援に要する経費は原則として応援を受ける本県の負担とする。

##### 3 被害状況調査

- (1) 近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。
- (2) 指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編制し実施する。
- (3) 調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真等とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。

##### 4 復旧計画の立案・実施

被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。

## 文化財災害応急処置

災害別	応急対策
1. 震災	<p>1. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。</p> <p>2. 建造物の傾斜や倒壊 二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講じる。</p>
2. 火災	<p>1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは県教育委員会の指示に従う。</p> <p>2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、県教育委員会の指示に従う。</p> <p>3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県教育委員会の指示に従う。</p>
3. 全般	<p>被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。</p>

## ○ 第18章 文化財災害予防計画（県教育委員会）

### 1 現 況

文化財保護法により指定された重要文化財（国宝を含む。）及び記念物（特別記念物含む。）等並びに県文化財保護条例により指定された有形文化財及び記念物等は、高野町をはじめ和歌山市、田辺市、那智勝浦町等に多く所在し、このほか市町村が条例により指定している文化財も多数ある。

文化財の防災施設としては、警報設備、避雷設備、消火設備及び防災道路などで、これらの設置等につき、国及び県等からの補助金により漸次施設設備の整備を図っている。

- ※ 国・県指定文化財集計表は、資料編17-01-00を参照
- ※ 指定文化財国宝（建造物）は、資料編17-02-00を参照
- ※ 指定文化財重要文化財（建造物）は、資料編17-03-00を参照
- ※ 県指定文化財（建造物）は、資料編17-04-00を参照

### 2 計画方針

県内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これら文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の啓発、普及及び指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、県教育委員会及び市町村教育委員会は、勧告、助言、指導等を行うものとする。

### 3 事業計画

県・市町村（教育委員会）、消防機関及び文化財の所有者又は管理者は、下記について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

#### (1) 施設整備等

##### ア 火災対策

火気の使用制限、たき火・喫煙禁止区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設設備、ドレンチャージャー設備、防火壁、防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

##### イ その他の対策

環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防雨網・阻止棚等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等

#### (2) 現地指導

文化財保護指導委員による現地指導及び現地巡回報告に基づく防災上必要な指導等

#### (3) 文化財保護思想の普及及び訓練

ア 文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。

イ 文化財についての防火査察、防火実施訓練あるいは図上訓練を随時行う。

(4) 指定文化財（建造物）の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、これらのうち昭和38～42年ごろに設置した自動火災報知設備は消防法による失効及び経年劣化による設備の老朽化に伴い、現在計画的に改修を図っている。

(5) 文化財の被災状況の報告

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに市町村教育委員会に報告する。

市町村教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（平成26.3.31現在）

防災施設名	指定別	指定件数	防災施設 設置済件数	設置率
警報設備	国	76	74	97%
	県	45	25	56%
消火設備	国	76	70	92%
	県	45	17	38%
避雷設備	国	76	64	84%
	県	45	13	29%

(注) 1 国指定建造物79件のうち、石造物2件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

2 県指定建造物59件のうち、石造物13件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

## 第12部 文教対策計画

### ○ 第1章 文化財災害対策

(県総務部、県教育委員会)

#### 第1節 目的

この計画は、文化財や歴史的に価値がある公文書等を各種災害から保護することを目的とする。

#### 第2節 現況

文化財の指定又は選定については、国においては文化財保護法によって文部科学大臣が、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群・文化財の保存技術の7部門に大別し、それぞれの部門ごとに重要なものを指定又は選定している。また近年、文化財を活用しながら保存する登録有形文化財の制度が普及しており、建造物の登録数が飛躍的に増えている。県においては、鳥取県文化財保護条例によって県教育委員会が国と同じ7部門ごとに国の指定・選定に準ずるものを指定し、又は選定することになっている。市町村においては、それぞれの条例に基づき指定している。なお、県下における指定文化財の現状は、資料編のとおりである。

また、歴史的に価値がある公文書等については、県公文書館や博物館、図書館等で収集・保管に努めているところであるが、県や市町村が把握していない個人が所有している文書等も相当数あるものと思われる。

#### 第3節 文化財の保護管理

##### 1 保護・管理等の責任

指定又は選定された文化財の保護・管理等については、国・県とも当該文化財の所有者・管理者等の責任において行うことになっている。

##### 2 保護・管理等の指導

(1) 国の指定又は選定に係るものについては文化庁長官が、県の指定又は選定に係るものについては県教育委員会が、保護・管理等について必要な命令・勸告・指示・助言をすることができることになっている。

(2) 所有者・管理者等が、文化財の保護・管理等に多額の経費を要し、その負担に堪えない場合には、その経費について補助する制度が設けられている。

#### 第4節 災害予防対策

##### 1 対象物

防災上留意している文化財の種別は、有形文化財（建造物、美術工芸に属する彫刻（主として仏像）・絵画、考古資料等）、有形民俗文化財、伝統的建造物群及び登録有形文化財（建造物）であり、これらの文化財は概ね水利の不便な場所にある。

##### 2 対策

###### (1) 施設整備

ア 建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備・避雷針・貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図る。

イ 彫刻・絵画など美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的対策と考えられるので、適宜指導、補助を行う方針である。

ウ 必要に応じて、水損の少ない消火設備の整備を図ると共に、耐震化の措置を図る。

###### (2) 火災予防体制の指導

第4部第4章「消防活動体制の整備」を参照すること。

##### 3 その他の留意点

災害等によって埋没・水没した有形文化財等については、その歴史的な価値等に応じて可能な限り修復等を行い保存する必要があるため、安易に破棄することがないように平時から周知を図るものとする。

また、これらの有形文化財等が浸水等による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう、併せて周知を図るものとする。

#### 第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

##### 1 市町村の保有する文化財、公文書等の災害予防体制の整備

## 第21節 文教対策

### 第1 基本的な考え方

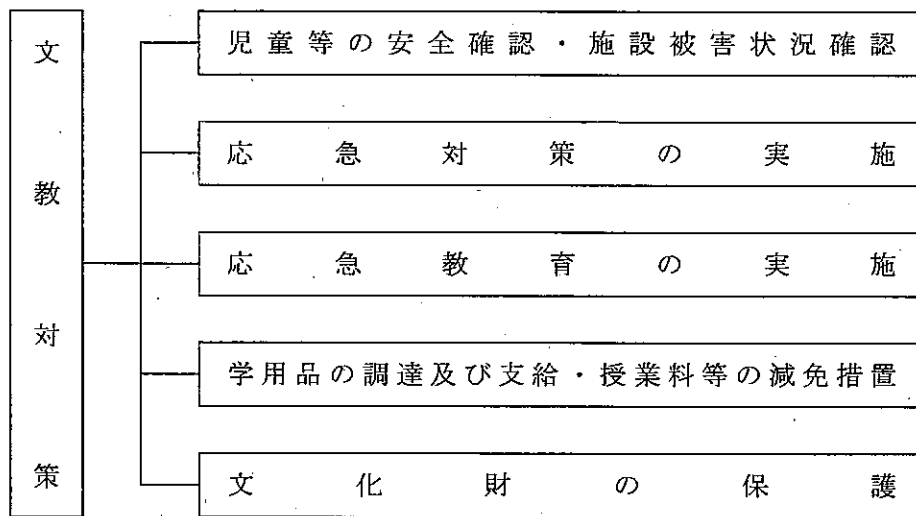
#### 1 趣旨

公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、災害時における乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるような措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び市町村においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携をとって文教対策に関する計画を作成し、災害時にその計画に基づいて対策を実施する。

#### 2 対策の体系



#### 3 留意点

##### (1) 学校等における防災体制の確立

地震災害発生時における防災体制については、地域の実状等に応じた教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制の確立などについて考慮する。

##### (2) 被災時の避難所としての役割への対応

避難所は原則として市町村が運営するが、指定避難所等として指定を受けた学校等においても、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、避難所運営に可能な範囲で協力する。

## 第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認

◆実施機関 県（総務部総務課、健康福祉部青少年家庭課、教育庁）、市町村教育委員会

#### 1 最優先課題

地震発生時に、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等などに対しては、避難の指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。



○ 第6 文化財の保護

1 県内の文化財の現況

島根県地域防災計画（資料編）「国・県指定文化財種別件数 等」参照

2 文化財の応急措置

◆実施機関 県（教育庁文化財課）

国・県指定建造物をはじめ、国・県指定有形民俗文化財に指定された建造物、及び重要伝統的建造物群に選定されている建造物などは、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を進めていくことが必要である。

また、国・県指定史跡、名勝には、城跡、古墳、横穴、庭園など被災しやすいものがあるので、日常的な管理を徹底させるとともに、計画的な整備が必要である。

国・県指定天然記念物には、風化、浸食作用によって形成された断崖、海岸、溪谷、河川等災害に弱いものが多いばかりではなく、周辺へ被害を及ぼす危険性のあるものもあるので、特に日常的な管理やパトロールを徹底させなければならない。

これらの文化財が被災した場合には、県は、被災地の市町村教育委員会による被害状況報告を受けて、災害の拡大防止を図るために以下の応急措置を迅速に施し、本修理を待つ。

(1) 被害が小さいときは、所有者や被災地の市町村教育委員会と連絡をとりあって応急修理を施す。

(2) 被害が大きときは、損壊の拡大を防ぐために、覆屋などを設ける。

(3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、現状保存を図る。

なお、美術工芸品の所有者、管理者の文化財の保管場所が損壊を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

## 第8節 文教対策

### 第1 基本的な考え方

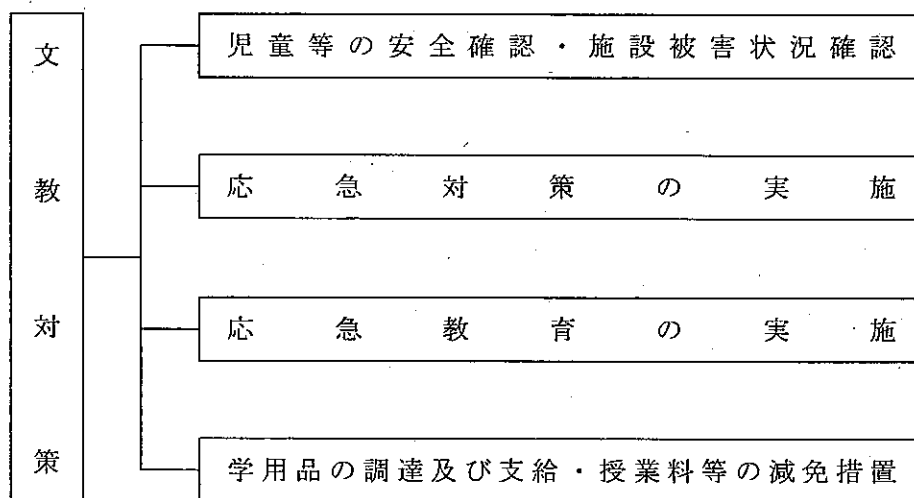
#### 1 趣旨

公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、災害時における乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

- また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び市町村においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携をとって文教対策に関する計画を作成し、災害時にその計画に基づいて対策を実施する。

#### 2 対策の体系



#### 3 留意点

##### (1) 学校等における防災体制の確立

津波災害発生時における防災体制については、地域の実状等に応じた教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制の確立などについて考慮する。

##### (2) 被災時の避難所としての役割への対応

避難所は原則として市町村が運営するが、指定避難所等として指定を受けた学校等においても、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、避難所運営に可能な範囲で協力する。

### 第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認

◆実施機関 県（総務部総務課、健康福祉部青少年家庭課、教育庁）、市町村教育委員会

#### 1 最優先課題

津波発生時に、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等などに対しては、避難の指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

### (3) 対策

[県、市町村]

#### ア 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

#### イ 学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。

また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

#### ウ 危険物等の災害予防

学校等にあつては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法令に従い適切な災害予防措置を講じる。

#### エ その他

私立学校においては、様々な制度を活用し、校舎の耐震化等の対策を促進する。

## 第11 公共建築物（「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」の再掲）

### (1) 基本方針

庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障をきたす被害を受けないよう耐震性を確保する。

### (2) 対策

[国、県、市町村、施設管理者]

国、県、市町村及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

## 第12 文化財

### (1) 現状と課題

地震による被害としては、建造物の倒壊、津波や高潮による浸水、液状化による地盤沈下、また、美術工芸品等の転倒・落下による損傷、津波や高潮による汚損等が懸念される。これらに対しては、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を講じておく必要がある。

## (2) 基本方針

文化財の保護のため県民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、耐震対策の促進を図る。

## (3) 対策

[県、市町村]

- ア 文化財に対する県民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。
- イ 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
- ウ 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
  - (ア) 重要文化財建造物等にあつては、定期的な修理など平常時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。
  - (イ) 建造物以外の有形文化財にあつては、移動・転倒・落下等による被害や博物館等の文化財公開施設における展示物の転倒・落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促す。
- エ 文化財及び周辺環境整備を実施する。

## ○ (6) 社会教育施設等の保護

[県(教育委員会)・市町村]

## ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

## イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市町村教育委員会及び県教育委員会を經由して文化庁へ届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合、岡山県文化財保護条例(昭和50年岡山県条例第64号)第8条、第27条及び第36条により市町村教育委員会を經由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

める。

学校法人等が設置する私立学校については、学校法人等に対して、施設の耐震化の促進に向けて支援する。

○ オ 文化財の保護

県及び市町は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

カ 地域の避難所となる場合の対策

(ア) 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

(イ) 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市町長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

キ 教職員に対する研修

県教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

また、県は、私立学校及び公立大学に対し、これに準じた教育及び研修を行うよう指導又は要請する。

ク 社会教育等を通じての啓発

県教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

県教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

- (2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について、市町と必要な協議を行う。

#### 6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認した上、市町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な職員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

- (2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市町と必要な協議を行う。

#### ○ 7 文化財に対する対策

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市町教育委員会に被災状況を報告する。

- (2) 市町教育委員会は、市町指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。

- (3) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは、市町教育委員会に対し必要な措置を取るよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。

## (6) 共同溝の整備

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、安定したライフラインの実現等の観点から整備を進めている共同溝について、引き続き計画的に整備を推進する。

## 第3項 その他

## ○ 1 重要文化財保護と孤立集落対策

## (1) 重要文化財建造物等の耐震化・防災対策の推進

重要文化財建造物の耐震診断・耐震補強など、文化遺産の所有者や管理者による倒壊防止策をはじめ、防火訓練の定期的な実施などの防災対策を促進する。

## (2) 孤立集落対策の推進

孤立する可能性のある集落内における有効な通信手段の確保・維持をはじめ、物資供給や救助活動に向けたヘリポートの確保・整備、集落内で一定期間自立できる程度の食糧・飲料水等の備蓄を促進する。

## 2 防災知識に関する広報の充実・強化

## (1) 地域防災拠点施設の活用

東南海・南海地震防災対策推進地域である周防大島町に整備された大島防災センターにおいて、防災意識を啓発する防災教育等を実施する。

## (2) 総合的な情報提供窓口の設置

住宅等建築物の耐震化をはじめ、地震による被害軽減に向けた取組を総括的にサポートするための情報提供窓口の設置に向けた検討を行う。



院、社会福祉施設、劇場、百貨店、ホテル・旅館、共同住宅、事務所など多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物)の所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、必要な指導、助言などを行うものとする。また、耐震相談所の設置や耐震診断・改修設計を行う技術者の養成及び耐震診断結果を判定する体制を整備することなどにより耐震改修の促進を図るものとする。

(3) 一般建築物等の耐震対策

県及び市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図り、また耐震相談所を設置するなど耐震改修が行いやすい状況をつくる。

特に建築年度の古い木造住宅の耐震性の向上については、重要な課題であり、市町村や関係団体と連携し、耐震診断、耐震改修を支援するものとする。

○ (4) 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く県民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し後世に継承して県民の文化向上に資する必要がある。このため、県及び市町村は、文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行うものとする。

(5) 工作物の耐震対策

県は、煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物は、防災上軽視されがちであるが、これらによる被害例は多い。そのため、これらの工作物の耐震性について広く県民の認識を深めるとともに、耐震診断・改修の実施を促進する。

(6) 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

県は、道路に面する3階以上の建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止については、所有者等の認識を深め、指導・助言を行う。

特に、通学路及び避難場所周辺については、市町村においても点検を行い、改修を必要とする建築物の所有者等に対して、指導・助言を行うものとする。

(7) ブロック塀等の耐震対策

県及び市町村は、道路沿いのブロック塀等の所有者に対しては、建築基準法に適合したものとすよう指導するものとする。特に通学路沿い及び避難場所周辺については、市町村においても点検を行い、ブロック塀等の所有者に対し、定期的な点検や補強を指導するものとする。

(8) 家具等の転倒防止対策

県及び市町村は、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより、県民への普及・啓発を図るものとする。

(9) 県民に対する耐震対策の普及・啓発

前記各項目について県民の認識を深めるため、県は講習会を開催するにとどまらず、種々の講習会等にも積極的に講師を派遣するものとする。また、防災パンフレットなどを配布し、都市の耐震化を住民ぐるみで進めるよう努める。

(10) 応急危険度判定体制等の整備

県は、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士及び被災宅地の危険度を判定する危険度判定士の養成、認定・登録及び被災時を想定した訓練を行うとともに、緊急時に対応できる体

## 第14節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

〔 主な実施機関  
県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、市町 〕

### 1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は市町の指導により、次の措置を講じる。

#### (1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、避難所に指定されている学校については、各市町の防災担当部局と連携し、避難所開設時の協力体制の確立に努める。

#### (2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

#### (3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

#### (4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

#### (5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

### 2 文教施設・設備の点検、整備

県及び市町は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

## ○ 3 文化財の保護

県及び市町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備や耐震対策を促進する。

## 第23節 文教対策計画

地震により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

〔 主な実施機関  
県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、市町 〕

### 1 児童生徒等の安全確保

- (1) 県及び市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。
  - ① 在校時の場合
 

地震の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等に報告する。
  - ② 在校時外の場合
 

登下校時、夜間、休日等に地震が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講じる。

### 2 学校施設・設備の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。

### 3 応急教育の実施

- (1) 県及び市町は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
  - ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
  - ② 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。

- ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

#### 4 就学援助等

##### (1) 授業料の減免等

県及び市町は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

##### (2) 学用品の支給

市町は、地震による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

##### (3) 学校給食の実施

市町は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

#### 5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

#### ○ 6 文化財の保護

##### (1) 被災時の応急措置

国・県・市町指定文化財の所有者又は管理者は、地震により被害が発生したときは、速やかに市町教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。

県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

##### (2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、市町教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

##### (3) 復旧対策

県教育委員会は、市町教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

## ○ 7 埋蔵文化財対策

- (1) 市町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。
- (2) 県教育委員会は、この調査事業量を精査し、全事業量を把握するとともに、文化庁に報告する。
- (3) 県及び市町教育委員会は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

### 3 施設の補強・整備

耐震点検等で対応が必要とされた施設については、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

また、市町が避難場所、避難所として指定する基幹的な都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、非常用照明施設、非常用発電施設等の整備に努める。

さらに、とべ動物園については、獣舎の補強や動物の逸走防止・捕獲に対応する施設等の整備に努める。

## 2-18-12 都市基盤施設

### 1 事業の目的

街路は、地震発生時の避難路、緊急輸送道路のみならず、阪神大震災の際には、幅員の広い道路がライフラインの確保とともに延焼防止に大きな効果を発揮しており、都市防災機能の向上を重視した効率的・効果的な整備に努める。

さらに、都市計画と連携して工業地域と住宅地域を分離することにより、コンビナート災害などから、既存市街地を保全する。また、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、土地利用誘導、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

### 2 整備の水準

上記目的達成のため、県は市町と連携し、街路の整備を進めるとともに、適切な用途地域の設定のほか、多くの人が集まる交通結節点や中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業及び地区計画による防災・減災まちづくりを推進する。また、整備については、緊急性が高く地元の熱度が高い箇所から優先して行う。

## ○ 2-18-13 文化財施設

### 1 文化財の保護

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、県教育委員会は、市町教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 文化財等の補強工事の実施
- (2) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- (3) 安全な公開方法と避難方法・避難場所の設定
- (4) 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (5) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
- (6) 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

## 2-18-14 通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさぬよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

## 第4節 建築物等災害予防対策（第5編「重点的な取り組み」を参照）

地震の強い揺れから身を守るために、耐震対策を図ります。

## 1 建築物等の耐震性の向上

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律で対象となる建築物の耐震化を計画的に進めます。

(県、市町村)

(2) 個人住宅の耐震診断及び耐震改修の支援をします。

(県、市町村)

## 2 家具等の転倒防止

(1) 地震時の本棚や食器棚等の転倒防止方法に関する普及啓発を図ります。

(県、市町村)

## 3 外装タイル等の落下やブロック塀等の倒壊防止

(1) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落、ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊等の防止対策について普及啓発を図ります。(県、市町村)

## ○ 4 文化財の耐震対策

(1) 文化財保護のための施設、設備の整備等の耐震対策に努めます。

(県、市町村)

## 5 地震保険の加入促進

(1) 地震や津波により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、住民に対して地震保険に関する情報提供を行います。

(県、市町村)



- j その他防災上必要な事項
  - (ウ) 非常用通信設備の整備充実  
施設内の非常用通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。
  - (エ) 利用者に対する責務  
利用者に対し、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導体制に万全を期する。
  - (オ) 安全性の確保  
高層建築物等の特殊性、危険性にかんがみ、次のような構造の改善、規模の適正化等、施設自体の安全性の向上に努める。
    - a バルコニーの設置〔高層建築物〕
    - b 防火区画の適正化
    - c オープンカットの採用〔地下街〕
    - d 全体規模の限定〔高層建築物、地下街〕
    - e 外壁材、外装材、窓ガラス等の落下防止装置〔高層建築物〕
    - f その他安全性を高める措置〔高層建築物、地下街〕
- (2) 各種研究の実施  
建築行政機関、消防機関、警察及びその他防災関係機関並びに所有者等は、高層建築物等の災害発生の防止及び被害の軽減を図るため、実態調査結果及び過去における災害の経験をもとにして、各機関がそれぞれの立場において次の事項について研究を実施するよう努め、高層建築物等の総合的、計画的な防災体制の整備充実を図る。
- ア 建築防災技術、建築構造設備に関すること
  - イ 消防技術、消防用施設及び消防用設備に関すること
  - ウ 避難計画及び誘導体制に関すること
  - エ 災害時における群集心理に関すること
  - オ 排煙技術、その他災害の防止に関すること

### ○ 第3 文化財災害予防対策（文化財保護課、市町村）

県及び市町村は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図るものとする。

- 1 文化財に対する県民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。
- 2 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。
- 3 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。
  - (1) 防火管理体制の整備
  - (2) 環境の整備
  - (3) 火気の使用制限
  - (4) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
  - (5) 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
  - (6) 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
- 4 防火施設等、次の事項の整備の推進、耐震診断、耐震補強及び環境保全とそれに対する助成措置を行う。
  - (1) 消火施設
  - (2) 警報設備
  - (3) その他の設備
- 5 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。
- 6 古墳、遺跡等の点検整備を行う。

市教委を除く)は速やかに県教育庁教育事務所を經由して、県教委に報告する。

(イ) 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

- a 条約定数の範囲内においてできる限りの補充を行う。
- b 被災学校以外の学校にある教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
- c 必要に応じて、時間講師の配当を行う。
- d 上記a～cの措置によってもなお補充が十分でないときは、県教育委員会事務局、県教育センター等に勤務する教職員を臨時に被災学校に派遣するよう措置する。北九州市教育委員会、福岡市教育委員会については上記措置に準じて行う。

### 3 就学援助に関する措置 (財務課、義務教育課)

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、県教委は、次により援助又は救護を行う。

- (1) 被災により就学困難となった市町村(組合)立小中学校の児童・生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとるよう市町村(組合)教委に対し、指導及び助言を行う。
- (2) 被災家庭の特別支援学校の児童・生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。
- (3) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった県立高等学校の生徒の就学を援助するため、授業料の免除を行う。

### 4 学校給食の応急措置 (体育スポーツ健康課)

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

- (1) 校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、市町村(組合)教委(県立学校にあっては県教委)に報告し、当該教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意するものとする。
  - ア 被害があってもできる限り継続実施するよう努めること。
  - イ 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
  - ウ 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は災害炊き出し用に利用されることもあり、学校給食とり災害炊き出しとの調整に留意すること。
  - エ 被災地においては伝染病・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意すること。
- (2) 給食用製パン工場、製粉工場、炊飯工場及び製乳工場が被災した場合は、県学校給食会及び県牛乳協会が被災状況を速やかに県教委に報告する。

県教委は、報告に基づき、関係機関と協議の上、学校給食用物資の供給対策を講ずる。

### 5 災害時における環境衛生の確保 (体育スポーツ健康課)

災害後の伝染病、防疫対策については、校長は、保健福祉環境事務所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行うものとする。

### 6 被災児童・生徒等へのメンタルケア (体育スポーツ健康課・高校教育課・義務教育課)

県・市町村教委、校長、教職員は、保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行うものとする。必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童生徒等へのメンタルケアを行う。

## ○ 第2 文化財応急対策 (文化財保護課)

- 1 文化財が災害を受けたときは、所有者(管理責任者)は被災状況を調査し、その結果を県教委に報告する。
- 2 県教育委員会は、被災文化財の被災拡大を防止するため、関係機関と連絡し応急措置をとるよう指導・助言を行う。
- 3 県教育委員会は、必要に応じ文化財専門職員の派遣等を検討する。

- 1 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国及び県による補助、その他関係機関の融資を促進する。
- 2 再度災害発生を防止するため設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

#### 第7 医療施設災害復旧事業計画

県民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

#### 第8 公営企業災害復旧事業計画

県民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

#### 第9 公用財産災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

#### 第10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に県民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

#### 第11 文化財災害復旧事業計画

文化財が国民の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。

#### 第12 復旧・復興事業からの暴力団排除活動（生活安全課、関係各課、警察本部（組織犯罪対策課））

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業種団体等に必要働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4 建築物等の耐震性の確保	国、市町、一定の建築物等の所有者又は管理者、文化財等及びこれらを収容する博物館等の所有者又は管理者、 県（文化課、建築住宅課、文化財課）
----------------	---

## 1 特定建築物

劇場、百貨店、旅館等多数の者が利用するなど特定の建築物については、当該建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成8年法律第123号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるものとし、国、県及び市町は、その指導に当たる。

## 2 一般建築物

県、市町は、建築確認申請等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

## 3 落下物、ブロック塀等

県、市町は、建築物の所有者又は管理者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の脱落防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取組を指導する。

また、ブロック塀や家具等の転倒を防止するため、施行関係者に対し築造時の建築確認等の機会を捉えて正しい施工のあり方及び既存のものへの補強の必要性について指導等を徹底するとともに、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓蒙を行い、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

## ○ 4 文化財

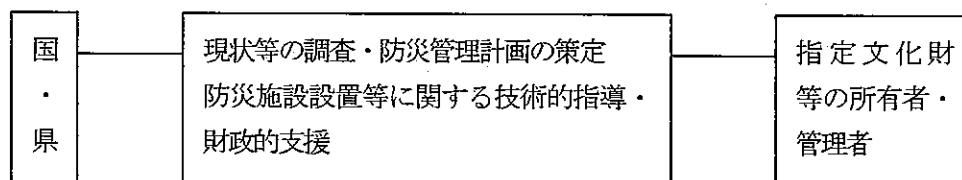
文化財所有者又は管理者は、国・県・市町指定の文化財等及びこれらを収容する博物館・美術館・資料館等の建築物について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、国・県・市町指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、耐震化の向上及び応急防災施設の整備に努める。

## 《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるため、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。

国や県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。



- (2) 避難路、避難場所、延焼遮断帯、骨格的な都市基盤施設（防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など）及び防災安全街区の整備
- (3) 被災した場合の迅速な復旧の観点から架空線との協調にも配慮した電線共同溝等の整備などによるライフラインの耐震化等
- (4) 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- (5) 耐震性貯水槽の設置 等

県は、市町が進める復興を支援する。

復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。

## ○ 2 文化財対策

### (1) 指定文化財等の復旧

県（教育委員会）、市町（教育委員会）は、地震発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

### (2) 埋蔵文化財の保護

県及び市町は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、県及び市町は、国や他県・市町に対し、人的・財政的支援を求める。

## 第5節 建築物災害予防計画

(建築課：教育庁)

### 1 特殊建築物の災害予防対策

#### (1) 特殊建築物の範囲

学校（専修学校及び各種学校を含む）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、舞踏場、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車々庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物

#### (2) 特殊建築物の予防対策

ア 特殊建築物の安全性を確保し災害を防止するため建築基準法第12条に基づく建築物の指定をし、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理をする。

イ 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物については必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置及び消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

#### ウ 建築監視員制度の実施

建築基準法の定めるところにより、建築監視員を命じ、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止等の必要な措置を行い建築物及び人命等の事前防災を期す。

### 2 教育施設の災害予防対策

#### (1) 老朽危険校舎の改築の促進

ア 老朽危険校舎の改築促進に努力するが、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所は、不燃材の使用に特に留意する。

イ 早急に改築困難なものは、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

#### (2) 学校防災対策

ア 学校を新設するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、崖崩れなどの自然的環境を考慮し、また災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ位置の決定を行う。

イ 学校施設の建築（改築、改造を含む。）に当たっては、防災施設の設置に万全を期するとともに緊急避難設備の整備を図る。

ウ 火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防並びに初期消火に必要な消防用水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進を図る。

エ 浸水の危険のある学校については、関係機関と協議して堤防のかさ上げ補強等の工事の促進を図るとともに、避難通路の整備を図る。

### ○ 3 文化財の災害予防対策

#### (1) 実施責任者

予防対策指導～県教育委員会、市町教育委員会

#### (2) 文化財予防対策

## 第5章 形態別災害予防対策

### ア 予防施設、設備の整備

- (ア) 文化財保管設備の設置耐火耐震の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。
- (イ) 消火設備の整備  
消火器、防災水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。
- (ウ) 警報設備その他の防護設備の整備  
火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

### イ 予防対策指導

- (ア) 管理体制の整備  
防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等の確立と、近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。  
とくに消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。
- (イ) 禁火区域の設定  
建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、また天然記念物や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の指定を図るとともに、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。
- (ウ) 搬出方法の指導  
文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。
- (エ) 文化財の保全診断（市町）の定期的実施の促進を図る。
- (オ) 文化財建造物の耐震診断（所有者等）の実施促進を図る。
- (カ) 文化財防火デー  
毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

## 4 宅地の災害予防対策

### (1) 対象とする宅地の範囲

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他、宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地。

### (2) 対策の目的

大地震や豪雨等の自然災害により、宅地が大規模に被災した場合に適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減、防止並びに、被災宅地の円滑な復旧に資することを目的とする。

### (3) 宅地の予防対策

- (ア) 災害が発生した場合に危険が予想される地域、地区の調査を行い、基礎的台帳を作成する。
- (イ) 被災後の宅地の調査・判定を行う判定士の養成・登録及び派遣のための訓練を行う。

## 5 県内における体制の整備

県と市町及び関係団体による「長崎県建築物等総合防災対策推進協議会」において、各構成団体の連携の下、建築物及び宅地に係る予防対策を相互に関連づけ、情報の合理的、効率的な蓄積と発信を図る。

## 第14章 文教応急対策計画

長および校長は、できるだけ早く学校給食を再開するよう努める。その際は、学校給食衛生管理基準に基づき、万全の措置を講ずる。

## 6 公民館及びその他の社会教育施設の対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は災害応急対策として、特に避難所、災害対策本部等に利用されることが多いので、被災状況を速やかに掌握すると共に、その応急修理を実施するよう指導する。

## ○ 7 文化財対策

被災文化財については、現況を維持するよう被害文化財個々につき復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導するものとする。

## 8 その他

市町村等における文教対策計画については、それぞれの市町等の実情に応じ「市町村防災計画」等において定めるほか、各学校等においても必要な計画を定めなければならない。

## 9 災害救助法による学用品の給与

## (1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。（法第30条第1項の規定により、市町長が行うこととした場合は、当該市町村が行う。）

## (2) 給与対象者

次の各号に該当する者であること。

ア 住家が全焼（壊）半焼（壊）流失及び床上浸水の被害をうけた小中高等学校等の児童生徒

イ 学用品がなく、就学に支障を生じている者

## (3) 学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

## (4) 費用

国庫負担限度額

	実	費
ア 教科書及び教材		
イ 文房具及び通学用品		
小学校児童	1人当たり	4,100円
中学校生徒	1人当たり	4,400円
高等学校等生徒	1人当たり	4,800円

## (5) 給与の期間

災害発生の日から教科書については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

ただし、必要がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。



## 第6節 文化財災害予防計画（県教育庁）

### ○ 1. 文化財の災害予防対策

現在、全国的に文化財の災害で最も多いのは、火災によるものである。特に有形文化財にあっては、木質、紙質、布質等が多いので、火災により被害を受けることが多い。これは、明治30年文化財の指定制度が確立されてから今日までの間に、火災によって焼失した指定建築物が230余棟にも達していることでも明らかである。その他風水害や地震による被害も多い。

#### (1) 講習会の開催等

次により防災思想の普及を図る。なお、防災施設については補助制度の対象としている。

- ① 文化財講習会を開催し、関係者の文化財保護に対する認識を高める。
- ② 市町村教育委員会と地元警察、消防機関および所有者との連絡を密にし、防災について指導する。
- ③ 所有者に対し、保存の方法について指導する。

#### (2) 防火対策

文化庁文化財保護部で発行した「文化財防火、防犯の手引き」に基づき、防火に関し、次のとおり措置するよう指導する。

- ① 防火管理の体制を確立する。  
管理団体である市町村において防火計画を樹立し、これに基づき防火訓練、防火講習会または研究会等を積極的に実施し、防火体制を確立する。
- ② 環境の整理整頓を図る。  
防火体制と保護活用の両面から防火を主体とした文化財の整理整頓を実施する。
- ③ 火気の使用を制限する。  
火気の使用は、市町村火災予防条例により規制する。
- ④ 火災危険の早期発見と改善等を図る。  
火災の発生するおそれのある箇所を調査し、防火診断を受け、これに基づき改善する。  
なお、建造物の防火施設としては、次の設備を整備するよう指導する。

##### 消火設備

- イ 消火器及び簡易消火用具
- ロ 屋内消火栓設備
- ハ 屋外消火栓設備
- ニ 放水銃
- ホ スプリンクラー設備
- ヘ ドレンチャー設備
- ト 動力消防ポンプ設備

## 警報設備

- イ 自動火災報知設備
- ロ 漏電火災警報器
- ハ 消防機関へ通報する火災報知設備
- ニ 非常警報器具又は非常警報設備

## その他の設備

- イ 避雷装置
- ロ 消防用水
- ハ 消防進入道路
- ニ 防火扉、防火帯
- ホ 防火壁、防火戸

## ○ 2. 出土品・記録類の保管のあり方

貴重な出土品・記録類が火災や盗難により消失する事故を防ぐために、県教育委員会所管の出土品・記録類については、火災・災害等に備え、その種類又は内容によって、保管・整理の方法を工夫し適切に実施する。

なお、同様の観点から、適切に保管・管理するよう、市町村教育委員会への指導に努める。

地震・津波対策編 第2部 災害予防  
 第2章 災害に強いまちづくり  
 第6節 公共施設等の災害予防

恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化の推進に努める。

また、浸水のおそれのある場所に非常用電源設備がある場合は、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。

2 一般建築物の安全性確保（福祉保健部医療政策課・高齢者福祉課、土木建築部建築住宅課、市町村）

(1) 一般建築物に関する事業の基本方針

- イ 住宅をはじめ、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設や不特定多数の者が利用する劇場、集会場、百貨店、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の安全性を確保する。
- ロ 地震発生時に通行を確保すべき道路である「緊急輸送道路」沿道の建築物の耐震化を促進する。

(2) 一般建築物に関する事業の実施

イ 耐震性の確保

施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震診断や改修を促進するための助成等を実施する。

ロ 非構造部材等の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。

ハ 津波に対する安全性の確保

津波避難ビル等の施設管理者は、施設の適切な維持管理を通じて、津波に対する建築物の安全性の確保を図る。

3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保（教育庁文化課）

(1) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針

不特定多数の者が鑑賞等を目的とした利用を行う文化財構造物及び公開・収蔵施設については、耐震診断等により、これらの耐震化を推進する。

(2) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施

文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。

## 第6節 公共施設等の災害予防

上・下水道、電力、ガス、交通、通信等のライフライン施設の災害予防に係る事業は、この節の定めるところによって実施する。ライフライン施設は、都市・地域生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずるものとする。

1 上・下水道及び工業用水道施設の災害予防（土木建築部公園・生活排水課、企業局、市町村）

(1) 上・下水道施設災害予防事業の基本方針

上・下水道施設は、県民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策

図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

#### (5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、住宅関係団体と協定の締結を図る。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県及び市町村との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### (6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

イ 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

ロ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

#### (7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

イ 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討

ロ 時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ハ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

ニ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

#### (8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

#### (9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、市町村は、被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討する。

この節の定めるところに準じ必要な事項を処理する。

6 文化財等の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

(1) 文化財の被害状況の調査

大分県教育委員会は、国及び県指定等の文化財のき損届けを速やかに提出させ、可能な限り詳細な現状を把握する。

(2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者 ⇄ 市町村教育委員会 ⇄ 大分県教育委員会 ⇄ 文化庁

国指定文化財等

(3) 文化財保護のための指導等

イ 大分県教育委員会は、国指定等の文化財について、文化庁と連絡を取りながら、搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、国庫補助事業等による災害復旧に努める。

ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村教育委員会と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

(4) 被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

県・市町村・教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

## ○ 第2款 文化財保護対策

### 第1項 基本方針

文化財の地震被害からの保護を図るため、教育委員会（県、市町村）は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して耐震対策の必要性について意識啓発を図る。

県教育委員会は区分に応じて自らが管理する文化財の耐震対策をとるほか、所有者・管理者に対して文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言するものとする。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

### 第2項 対策

- 1 予防対策の実施
- 2 被害状況の把握と応急対策の実施
- 3 埋蔵文化財対策

#### 1 予防対策の実施

##### 【県】

- (1) 各市町村教育委員会を指導し、管内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期する。
- (2) 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るように奨励する。
- (3) 文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。
- (4) 文化財保護指導委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し市町村との連携を図って災害の防止に努める。
- (5) 防災施設の必要な国指定文化財は、国庫補助事業により完備を図るとともに、県指定文化財についても防災施設の設置等の措置を講ずる。
- (6) 文化財防火デー（毎年1月26日）の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

#### 2 被害状況の把握と応急対策の実施

##### 【県】

県教育委員会は、市町村教育委員会や発掘現場等の情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を指示し指導するものとする。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

#### 3 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧・復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣地方公共団体からの派遣要請等により十分な人的支援を整備する。

県営や市町村営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。

- (3) 県は、災害により住家を失った人に対し、(社)プレハブ建築協会との協定などによる応急仮設住宅の提供や(社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報提供をすることにより、迅速に住家を確保できる体制を整えるものとする。
- (4) 市町村は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (5) 県及び市町村は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておくものとする。

(国・県の応急仮設住宅用等資材の状況については、第3部第3章第10節「住宅の供給確保」を参照)

## 2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市町村は、速やかに用地確保ができるように、市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れ等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

## 3 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

県は、大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による倒壊や部材の落下等から生ずる2次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備を図る。

## 第7 文化財や文教施設に関する事前措置

[実施責任：教育庁文化財課，市町村]

### ○ 1 文化財に関する事前措置

- (1) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する文化財（建造物、厩崖仏等）の耐震調査の指導を行うものとする。
- (3) 文化財の所有者又は管理者は、文化財防火デーの防災訓練等を実施するものとする。

### ○ 2 文教施設に関する事前措置

- (1) 県は、博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

## 第2 学校用の調達及び授業料等の減免、育英資金

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，教育庁，市町村〕

### 1 教材，学校用品等の調達，給与

- (1) 教科書については，市町村教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき，県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- (2) 文房具，通学用品等については市町村教育委員会又は県教育委員会において，それぞれ調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合におけるり災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は，知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市町村長が行う。

### 2 授業料等の減免，育英資金

#### (1) 高等学校

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け，授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は，各学校長は，県立高等学校にあっては県教育委員会，市立高等学校にあっては当該市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ，育英資金の貸与については，鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

#### (2) 県立短期大学

県立短期大学学生の保護者又は当該学生が被害を受け，授業料の減免が必要であると認められる場合は，学長が授業料の減免の措置を講じる。

#### (3) 県内の私立高等学校

県内の私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け，授業料の軽減が必要であると認められる場合は，県は，学校法人が軽減した額（県立高校の授業料と同額を限度）について補助を行い，育英資金の貸与については，各学校長は，鹿児島県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

### 3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第3 文化財の保護

〔実施責任：教育庁文化財課，市町村〕

### 1 所有者，管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は，その所有者，管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

### 2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は，その所有者，管理者は被害状況を速やかに調査し，その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ，国指定の文化財にあっては，県教育委員会を經由して，文化庁へ報告しなければならない。



### 3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

○ 6 文化財の保護（教育委員会、市町村）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 市町村指定の文化財は、市町村教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

県教育委員会は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。